

3-3 流域下水道事業（令和5年4月1日現在）

静岡県が設置し管理している流域下水道は、1流域2処理区あります。

流域下水道の名称	処理区名	関連市町
狩野川流域下水道	東部処理区	伊豆市、伊豆の国市、函南町
	西部処理区	沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町

（1）狩野川流域下水道

狩野川流域下水道は、静岡県の東部に位置し、天城山系に端を発する狩野川本流や富士山の東山麓に端を発する狩野川支川の黄瀬川等の水質汚濁の防止を図るため計画され、伊豆市、伊豆の国市、函南町の2市1町を対象とした東部処理区と沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町の3市2町を対象とした西部処理区から構成されています。

（1-1）狩野川流域下水道（東部処理区）

東部処理区は、昭和49年度に事業着手し、昭和60年10月に供用開始しています。



○狩野川流域下水道(東部処理区)

全体計画と下水道法による事業計画及び供用状況

区 分		全 体 計 画	事 業 計 画	供用開始済み
当初事業認可		昭和50年3月5日 建設省静都下流発第1号		
変更計画(最終)		平成30年9月19日 都生第118号		
処 理 区	処 理 区 名	東部処理区		
	関 連 市 町	伊豆市、伊豆の国市、函南町		
	処理区域内人口(現況)	82,451(人)		
	処 理 面 積	2,438(ha)	2,017(ha)	1,614(ha)
	処 理 人 口	75,300(人)	71,010(人)	69,479(人)
終 末 処 理 場	名 称	狩野川東部浄化センター		
	排 除 方 式	分流式	同左	同左
	処 理 方 法	標準活性汚泥法	同左	同左
	R4処理水量	11,215,310(m ³ /年) (30,727(m ³ /日平均))		
	敷 地 面 積	9.53(ha)	同左	同左
	施設能力(m ³ /日最大)	60,300	60,300	54,000
	系 列 数	3系列	3系列	2系列
管 渠 施 設	東 部 幹 線	φ1,500~φ1,800 L=10,760m	同左	同左
	千 歳 幹 線	φ600×3~φ1,500 L=700m	同左	同左
	計	L=11,460m	同左	同左
汚泥焼却施設		30t/日×2基	-	-
放 流 先		大場川	同左	同左

関連公共下水道の下水道法による事業計画

市町名	関連公共下水道名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	供用開始年度
伊豆市	伊豆市公共下水道	S48.10.30	R6.3.31	S60
伊豆の国市	伊豆の国市公共下水道	S51.10.12	R6.3.31	S60
函南町	函南町公共下水道	S51.10.12	R6.3.31	S60

都市計画と都市計画法による事業認可計画

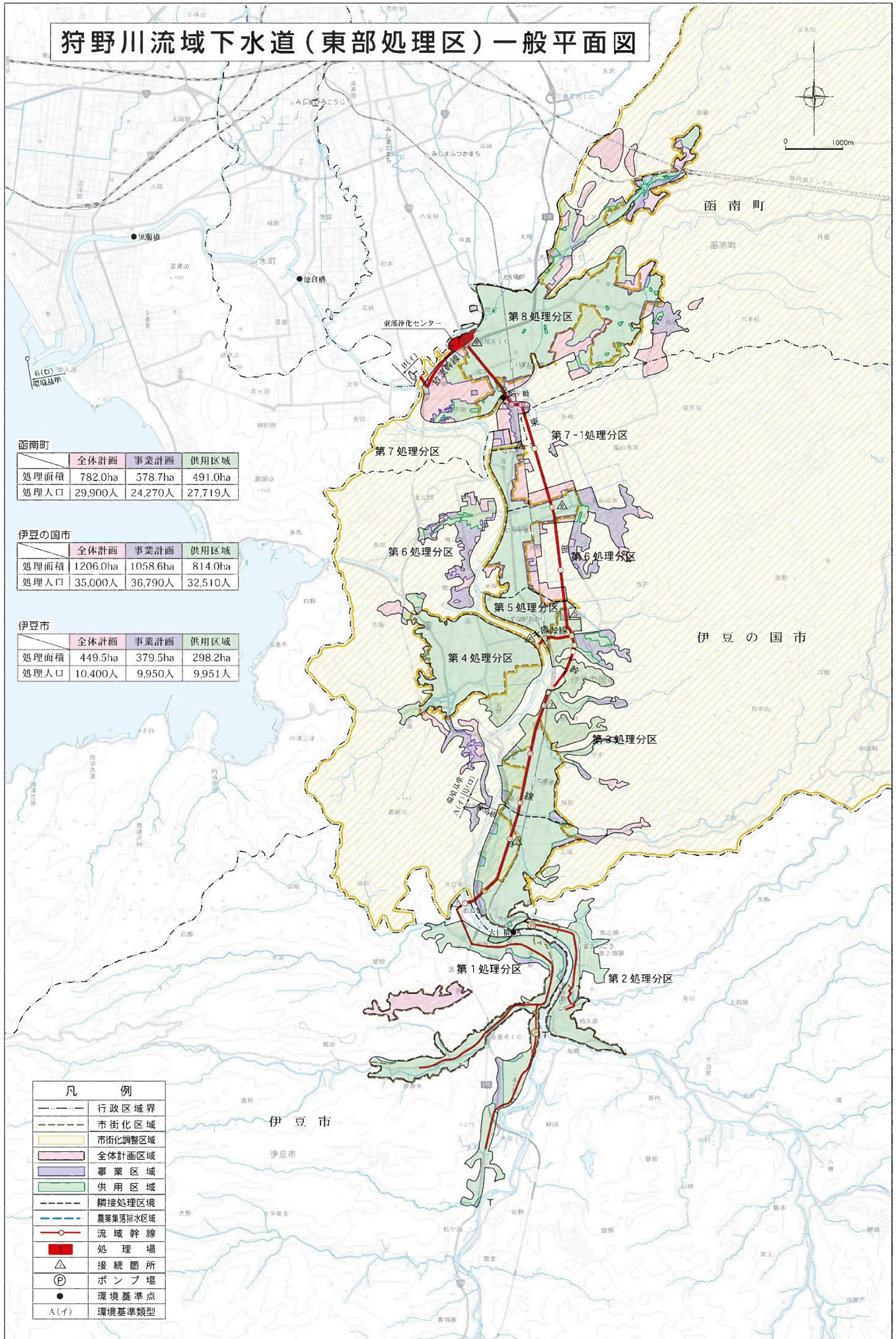
○都市計画決定の状況

都市計画の名称	田方広域都市計画及び伊豆都市計画			
当初告示	昭和49年11月19日 静岡県告示第1112号			
最終告示	平成29年3月31日 静岡県告示第325号			
名称	狩野川流域下水道(東部処理区)			
排水区域 (接続する下水道)	伊豆市公共下水道、伊豆の国市公共下水道、函南町公共下水道			
下水管渠	内 訳	位 置		備 考
		起 点	終 点	
	東部幹線	函南町間宮字田中田	伊豆市熊坂字広町	
	千歳幹線	伊豆の国市中字南坂本	伊豆の国市古奈字屋敷台	
放流幹線	函南町塚本字大久保	函南町塚本字下島田		
その他の施設	内 訳		位 置	備 考
	東部浄化センター		函南町間宮字瀬々ヶ坪外	面積 約95,300㎡

○都市計画法による事業認可計画

施行者の名称	静岡県			
都市計画事業の種類及び名称	田方広域都市計画及び伊豆都市計画下水道事業 狩野川流域下水道（東部処理区）			
当初告示	昭和50年3月12日 建設省告示第298号			
最終告示	平成30年11月9日 中部地方整備局告示第93号			
下水管渠	東部幹線	管 径	φ1,500mm～φ1,800mm	延長 約10,760m
	千歳幹線	管 径	φ600mm×3～φ1,500mm	延長 約700m
	放流幹線	管 径	φ1,800mm	延長 約980m
処理施設	東部浄化センター	敷地面積	約95,300 ㎡	
事業施行期間	自 昭和50年3月12日 至 令和6年3月31日			

狩野川流域下水道（東部処理区）一般平面図



(1-2) 狩野川流域下水道（西部処理区）

西部処理区は、昭和61年度に事業着手し、平成6年6月に沼津市、清水町、長泉町で供用開始しています。平成10年10月に裾野市、平成14年6月には三島市で供用開始しています。



○狩野川流域下水道(西部処理区)

全体計画と下水道法による事業計画及び供用状況

区 分		全体計画	事業計画	供用開始済み
当初事業認可		昭和50年3月5日 建設省静都下流発第1号		
変更計画(最終)		平成30年9月19日 都生第120号		
処 理 区	処理区名	西部処理区		
	関連市町	沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町		
	処理区域内人口(現況)	267,225(人)		
	処理面積	6,406(ha)	3,621(ha)	2,961(ha)
	処理人口	255,720(人)	196,020(人)	187,742(人)
終 末 処 理 場	名称	狩野川西部浄化センター		
	排除方式	分流式	同左	同左
	処理方法	標準活性汚泥法	同左	同左
	R4処理水量	19,894,020(m ³ /年) (54,504(m ³ /日平均))		
	敷地面積	18.39(ha)	同左	同左
	施設能力(m ³ /日最大)	147,400	114,200	81,000
	系列数	3系列	3系列	1.5系列
管 渠 施 設	西部幹線	φ600~φ1,800 L=24,370m ^(※1)	同左	同左
	北部幹線	φ500~φ1,350 L=6,110m	同左	同左
	計	L=30,480m	同左	同左
汚泥焼却施設		80t/日×2基	-	-
放流先		奥駿河湾	同左	沼川

(※1)・・・二条管(φ1,800) L=3,710mを含む

関連公共下水道の下水道法による事業計画

市町名	関連公共下水道名	工事着手年月日	工事完了年月日	供用開始年度
沼津市	沼津市公共下水道	S62.6.2	R6.3.31	H6
三島市	三島市公共下水道	H2.12.18	R6.3.31	H14
裾野市	裾野市公共下水道	H2.12.18	R6.3.31	H10
清水町	清水町公共下水道	S63.3.10	R6.3.31	H6
長泉町	長泉町公共下水道	S62.12.9	R6.3.31	H6

都市計画と都市計画法による事業認可計画

○都市計画決定の状況

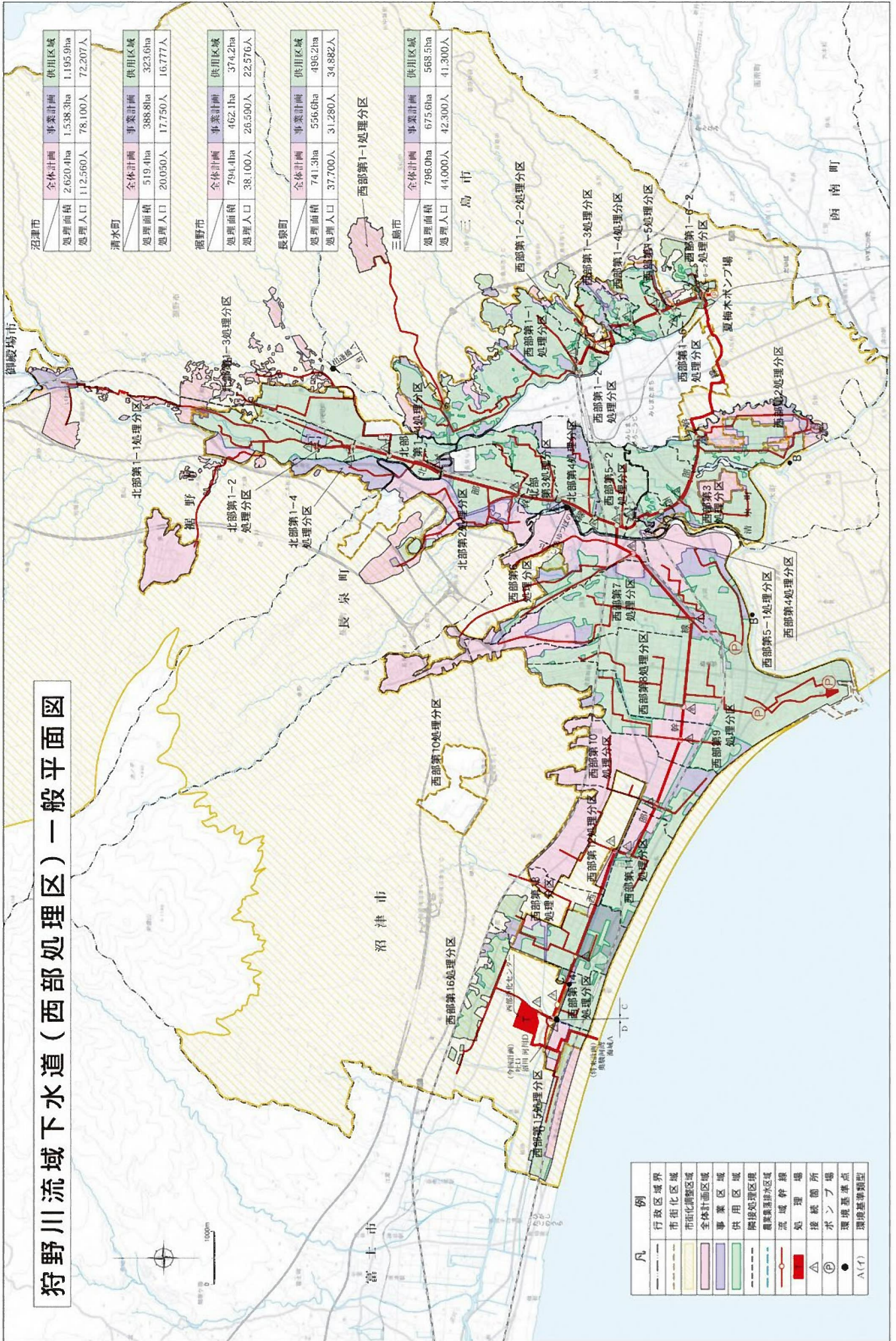
都市計画の名称	東駿河湾広域都市計画及び裾野都市計画			
当初告示	昭和49年11月19日 静岡県告示第1113号			
最終告示	平成12年12月 1日 静岡県告示第955号			
名称	狩野川流域下水道(西部処理区)			
排水区域 (接続する下水道)	沼津市公共下水道,三島市公共下水道,裾野市公共下水道 清水町公共下水道,長泉町公共下水道			
下水管渠	内 訳	位 置		備 考
		起 点	終 点	
	西部幹線	沼津市原字女鹿塚	三島市三島字祇園原	
	北部幹線	長泉町本宿字上ミ	裾野市佐野字村東	
放流幹線	沼津市原字荒井浜地先	沼津市原字女鹿塚		
その他の施設	内 訳		位 置	備 考
	夏梅木ポンプ場		三島市谷田字向山	面積 約1,600㎡
	西部浄化センター		沼津市原字女鹿塚外	面積 約183,900㎡

○都市計画法による事業認可計画

施行者の名称	静岡県				
都市計画事業の 種類及び名称	東駿河湾広域都市計画及び裾野都市計画下水道事業 狩野川流域下水道(西部処理区)				
当初告示	昭和50年3月12日 建設省告示第298号				
最終告示	平成30年11月9日 中部地方整備局告示第94号				
下水管渠	西部幹線	管 径	φ600mm~φ1,800mm	延長	約20,660m
	北部幹線	管 径	φ500mm~φ1,350mm	延長	約6,110m
	放流幹線	管 径	φ2,400mm	延長	約1,750m
ポンプ施設	夏梅木ポンプ場	敷地面積	約1,600 ㎡		
処理施設	西部浄化センター	敷地面積	約183,900 ㎡		
事業施行期間	自 昭和62年1月27日 至 令和6年3月31日				

※この地図データは、令和4年度末時点のデータです

狩野川流域下水道（西部処理区）一般平面図



沼津市	全体計画	事業計画	供用区域
	2,620.4ha	1,538.3ha	1,195.9ha
	112,560人	78,100人	72,207人

清水町	全体計画	事業計画	供用区域
	519.4ha	388.8ha	323.6ha
	20,050人	17,750人	16,777人

裾野市	全体計画	事業計画	供用区域
	794.4ha	462.1ha	374.2ha
	38,100人	26,500人	22,576人

長泉町	全体計画	事業計画	供用区域
	741.3ha	556.6ha	496.2ha
	37,700人	31,280人	34,882人

三島市	全体計画	事業計画	供用区域
	796.0ha	675.6ha	568.5ha
	44,000人	42,300人	41,300人

凡 例	
---	行政区境界
---	市街化区域
---	市街化調整区域
---	全体計画区域
---	事業区域
---	供用区域
---	隣接処理区境
---	農業集排水区域
---	流域幹線
---	処理場
△	接続箇所
⊕	ポンプ場
●	環境基準点
A(1)	環境基準点

(2) 流域下水道の事業費

(単位：千円)

年度	静岡県計 (移管前含む4流域5処理区)		狩野川流域下水道 (東部処理区)		狩野川流域下水道 (西部処理区)	
	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費
S48	100,000	100,000				
S49	120,000	120,000	45,000	45,000		
S50	660,000	660,000	159,828	159,828	2,172	2,172
S51	562,000	555,000	255,000	255,000		
S52	1,474,300	1,458,000	906,000	903,000		
S53	2,062,000	2,046,000	1,032,000	1,029,000		
S54	4,683,000	4,616,000	2,213,600	2,193,000		
S55	6,073,500	5,968,500	2,948,800	2,927,000		
S56	6,305,200	6,220,500	3,013,800	2,999,500		
S57	5,632,000	5,539,000	2,548,850	2,526,000	3,000	
S58	5,826,650	5,754,250	2,484,902	2,476,250	28,000	
S59	5,876,210	5,809,500	3,664,400	3,633,500		
S60	6,295,530	6,181,700	2,378,876	2,322,500		
S61	6,336,202	6,198,000	79,100	75,000	156,000	150,000
S62	9,309,200	9,219,000	588,500	569,000	2,033,000	2,033,000
S63	9,125,900	9,047,000	391,200	388,000	1,875,000	1,875,000
H1	11,071,700	10,871,000	83,100	80,000	2,596,000	2,571,000
H2	11,842,112	11,690,000	360,800	340,000	4,608,400	4,574,000
H3	12,954,000	12,112,000	383,980	378,000	4,789,800	4,778,000
H4	19,104,000	18,788,000	498,510	491,000	7,756,350	7,749,000
H5	21,753,000	21,438,500	1,002,700	981,000	4,990,200	4,893,000
H6	16,295,470	16,002,800	1,067,500	1,027,000	1,947,270	1,880,000
H7	18,460,920	18,159,300	2,450,500	2,377,000	1,591,250	1,570,000
H8	18,013,210	17,747,200	1,507,700	1,431,600	2,812,520	2,797,400
H9	15,639,906	15,441,800	1,915,636	1,869,800	3,101,914	3,037,500
H10	21,284,550	21,107,500	1,430,696	1,348,000	5,511,652	5,480,500
H11	14,521,866	14,418,400	671,066	641,000	3,255,672	3,239,000
H12	11,499,450	11,478,750	1,278,100	1,257,400	2,836,000	2,836,000
H13	7,998,504	7,937,300	708,900	682,200	2,388,400	2,388,400
H14	7,126,200	7,024,000	1,559,500	1,548,000	2,513,000	2,513,000
H15	6,374,450	6,301,450	104,300	104,300	2,814,600	2,786,500
H16	6,893,100	6,834,700	204,100	195,600	3,168,900	3,150,900
H17	6,807,400	6,755,200	416,100	416,100	2,652,150	2,640,150
H18	6,075,950	6,060,450	441,300	441,300	1,556,400	1,551,400
H19	5,979,300	5,963,700	519,200	519,200	385,300	380,300
H20	6,077,650	6,060,050	42,400	42,400	961,050	956,450
H21	6,246,750	6,224,150	196,500	196,500	1,085,750	1,074,550
H22	5,346,000	5,332,000	572,550	572,550	740,550	735,550
H23	6,729,247	6,723,847	130,840	130,840	1,101,480	1,101,480
H24	6,274,462	6,274,462	324,750	324,750	741,750	741,750
H25	6,110,207	6,110,207	419,147	419,147	618,990	618,990
H26	4,811,249	4,811,249	382,900	382,900	446,757	446,757
H27	2,509,580	2,509,580	747,400	747,400	1,073,673	1,073,673
H28	837,890	837,890	346,320	346,320	491,570	491,570
H29	910,820	910,820	411,320	411,320	499,500	499,500
H30	350,623	350,623	191,429	191,429	159,194	159,194
R1	898,020	887,661	102,990	102,990	795,030	784,671
R2	1,886,579	1,886,200	707,600	707,600	1,178,979	1,178,600
R3	1,280,803	1,263,803	571,048	571,048	709,755	692,755
R4	933,000	843,000	314,500	294,500	618,500	548,500
計	361,339,660	356,650,042	44,775,238	44,071,772	76,595,478	75,980,212

- ※ 静清流域下水道は平成25年4月1日に静岡市に移管済。
- ※ 天竜川左岸流域下水道は平成27年4月1日に磐田市に移管済。
- ※ 西遠流域下水道は平成28年4月1日に浜松市に移管済。

年度	西遠流域下水道 (西遠処理区)		天竜川左岸流域下水道 (磐南処理区)		静清流域下水道 (静岡処理区)	
	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費	総事業費	補助事業費
S48	100,000	100,000				
S49	75,000	75,000				
S50	498,000	498,000				
S51	307,000	300,000				
S52	568,300	555,000				
S53	1,030,000	1,017,000				
S54	2,469,400	2,423,000				
S55	3,124,700	3,041,500				
S56	3,246,400	3,176,000	45,000	45,000		
S57	2,671,400	2,608,000	408,750	405,000		
S58	2,408,240	2,375,000	905,508	903,000		
S59	1,599,300	1,564,000	612,510	612,000		
S60	3,080,800	3,033,000	835,854	826,200		
S61	4,721,302	4,623,000	1,379,800	1,350,000		
S62	4,431,400	4,380,000	2,241,300	2,237,000	15,000	
S63	4,494,300	4,464,000	2,287,400	2,280,000	78,000	40,000
H1	3,955,300	3,900,000	4,072,400	4,000,000	364,900	320,000
H2	4,064,200	4,000,000	783,212	760,000	2,025,500	2,016,000
H3	3,331,430	3,300,000	897,470	860,000	3,551,320	2,796,000
H4	4,639,000	4,568,000	1,230,420	1,017,000	4,979,720	4,963,000
H5	7,107,800	6,994,000	1,723,500	1,701,000	6,928,800	6,869,500
H6	7,094,130	6,977,000	781,970	734,000	5,404,600	5,384,800
H7	8,065,570	7,955,000	950,300	898,000	5,403,300	5,359,300
H8	4,645,500	4,645,500	1,619,260	1,579,000	7,428,230	7,293,700
H9	5,616,000	5,616,000	1,375,200	1,346,500	3,631,156	3,572,000
H10	8,099,500	8,099,500	525,410	498,500	5,717,292	5,681,000
H11	7,095,900	7,095,900	338,918	317,000	3,160,310	3,125,500
H12	5,566,650	5,566,650	241,700	241,700	1,577,000	1,577,000
H13	3,722,700	3,722,700	502,534	499,000	675,970	645,000
H14	1,645,000	1,645,000	844,350	832,000	564,350	486,000
H15	2,858,000	2,858,000	528,400	494,500	69,150	58,150
H16	2,331,000	2,331,000	1,103,300	1,086,400	85,800	70,800
H17	1,560,150	1,560,150	2,104,400	2,073,200	74,600	65,600
H18	3,502,950	3,502,950	307,500	302,000	267,800	262,800
H19	3,520,100	3,520,100	1,275,100	1,269,500	279,600	274,600
H20	2,566,100	2,566,100	1,502,400	1,494,000	1,005,700	1,001,100
H21	2,685,900	2,685,900	652,600	645,200	1,626,000	1,622,000
H22	1,894,400	1,894,400	1,086,200	1,082,200	1,052,300	1,047,300
H23	2,523,377	2,523,377	1,269,400	1,269,400	1,704,150	1,698,750
H24	2,818,290	2,818,290	745,700	745,700	1,643,972	1,643,972
H25	3,442,886	3,442,886	1,629,184	1,629,184	移管済	
H26	3,290,130	3,290,130	691,462	691,462	移管済	
H27	688,507	688,507	移管済		移管済	
H28	移管済		移管済		移管済	
計	143,156,012	141,999,540	37,498,412	36,724,646	59,314,520	57,873,872

3-4 都市下水路

令和5年3月31日現在

都市計画名	都市名	都市計画決定				供用開始済み		下水道法 第27条 指定年月日
		名称	当初決定 告示日	最終決定 告示日	(排水区域面積) (ha)	排水区域面積 (ha)		
河津	河津町	笹原	S55.12.25	S55.12.25	34	34		
東伊豆	東伊豆町	稲取	S55.1.10	S55.1.10	34	34		
		奈良本	S59.7.10	S59.7.10	29	29		
		水下	S59.10.11	S59.10.11	28	28		
		棒田	H1.7.4	H1.7.4	15	15		
		下小田原	H9.7.2	H9.7.2	17	17		
伊東	伊東市	吉田	S47.3.29	S50.10.15	253	253	H16.4.1	
		本郷	S51.12.22	S58.11.9	155	155	H16.4.1	
岳南広域	富士市	岳南排水路	S27.4.8	H24.2.8	288	288	S43.12.1	
		富士川	S45.12.4	H19.2.23	83	83	S47.6.7	
		新町	S51.12.22	H19.2.23	83	83		
	富士宮市	岳南排水路	S57.11.16	H24.2.21	21	21		
静岡	静岡市	蟹沢	S59.9.19	H20.10.24	18	18		
		小金	S46.12.13	H18.6.14	12	12		
		宮田	S59.9.19	H18.6.14	11	11		
		諏訪	S63.3.16	H18.6.14	16	16		
		八木間	S57.11.12	S62.12.23	52	52	S55.4.8	
		下八木間北	S63.3.30	S63.3.30	16	16	S55.4.8	
		興津中町	H1.10.6	H1.10.6	44	44		
志太広域	藤枝市	仮宿	S59.2.10	H9.7.8	27	27		
		内谷	S49.11.18	S55.3.31	75	75		
		天神前	S58.8.1	S58.8.1	43	43		
	焼津市	高新田	S50.3.3	H21.1.1	34	34		
		吉永	S50.3.3	H21.1.1	43	43		
島田	島田市	阿知ヶ谷	S49.1.7	S60.11.1	28	28		
		問屋川	S56.11.16	S56.11.16	93	93		
		清水	S42.11.13	H7.9.12	90	90		
		泉町	S47.1.6	H7.9.12	35	35		
		束町	S49.1.8	H7.9.12	25	25		
		三代島	S57.7.14	H7.9.12	11	11		

令和5年3月31日現在

都市計画名	都市名	都市計画決定				供用開始済み		下水道法 第27条 指定年月日
		名称	当初決定 告示日	最終決定 告示日	(排水区域面積) (ha)	排水区域面積 (ha)		
榛南・南遠広域	吉田町	神戸	S47.5.1	H21.2.27	130	130	S58.2.1	
		問屋川	S51.1.9	H21.2.27	18	18	S59.5.25	
	牧之原市	雨垂	S51.1.22	H9.1.10	57	57		
		坊久	S53.1.9	H9.1.10	23	23		
		源氏	S58.11.10	H9.1.10	11	11		
		浜田	S59.12.27	H9.1.10	73	41		
		堂峯	S63.9.30	H9.1.10	50	50		
		相良	S40.3.1	S49.11.20	111	111	S57.5.20	
		三の丸裏	S45.6.27	S01.3.29	31	31	S57.5.20	
		地頭方	S50.11.1	S50.11.1	75	75	S57.5.20	
		遠渡	S55.11.5	S55.11.5	18	18		
	法京	S54.12.27	S54.12.27	11	11	S57.5.20		
御前崎市	下岬	S56.11.7	S56.11.7	25	25			
中遠広域	森町	森第一	S40.7.13	S48.6.12	90	90		
		森第二	S50.10.24	S50.10.24	59	59		
		森第三	S53.8.11	S53.8.11	45	45	S50.10.31	
		戸錦	S56.7.30	S56.7.30	18	18	S58.8.11	
浜松	浜松市	和合北	S43.10.8	H4.12.25	61	61	S55.6.18	
		坪井豊西	S46.11.21	H4.12.25	70	70	S55.6.18	
		段子	S47.11.17	H10.9.10	341	341	S55.6.18	
		笠井	S50.10.30	H10.9.10	19	19	S55.6.4	
		坪井	S55.4.3	H10.9.10	59	59	S56.6.30	
		長池	S54.11.6	H10.9.10	22	22	S56.10.15	
		中野町	S59.12.22	H10.9.10	43	43	H4.3.10	
		西派川	S55.8.5	H10.9.10	15	15	S55.6.4	
		寺脇	H3.12.18	H10.9.10	31	31	H4.3.10	
		笠井2号	H3.12.18	H10.9.10	17	17	H4.3.10	
		白羽	H6.12.28	H28.4.1	72	72	H8.1.19	
中瀬	H10.9.10	H10.9.10	98	98	H13.1.16			

※ 令和5年3月31日現在 都市計画決定がされているもののみを記載

※ 最終決定告示は、名称変更を除く

第4章 下水道の経営と維持管理

第4章 下水道の経営と維持管理

4-1 地方公営企業と会計方式

下水道事業は、地方財政法第6条により、その経理は特別会計の設置と適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められています。

また、事業活動のために必要となる収入を利用者からの使用料等によっていることから、地方公共団体が経営する公営企業により事業が進められています。

地方公営企業法の適用される事業については同法第2条により定められていますが、下水道事業は該当していません。しかしながら、経営状況を明確化するため、条例で定めるところによりこの法律を適用することができます。

こうした中、平成27年1月、総務省から人口3万人以上の団体について、平成27年度から31年度までの集中取組み期間内に、また、平成31年1月には人口3万人未満の団体についても、令和5（平成35）年度までの拡大集中取組み期間内に、地方公営企業法を適用するよう要請があったことから、現在、人口3万人未満の一部団体において適用に向けた取組みが行われていますが、それ以外の団体は適用済みとなっています。

○地方公営企業法適用企業と非適用企業

（令和5年4月1日現在）

		地方公営企業法適用企業		地方公営企業法非適用企業
		全部（当然）適用	一部適用 （財務規定等の当然適用）	
対 象		水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業	病院事業	左記以外の事業
概 要		地方公営企業法の規定のすべてが当然に適用される企業	地方公営企業法の規定のうち、財務規定等のみが当然に適用される企業	地方公営企業法の規定を適用していない企業 ※任意で適用可能
組 織		管理者を設置し、管理者を中心に一般の行政組織から独立した経営組織による企業経営が可能	一般の行政組織と同様の位置づけにより企業を経営	
財 務	根 拠	地方公営企業法		地方財政法
	会計方式等	発生主義方式： 企業会計方式、複式簿記 収益的収支・資本的収支に区分： 貸借対照表・減価償却義務付け		現金主義方式： 官庁会計方式、官庁簿記 歳入歳出予算： 貸借対照表、減価償却不要
公共下水道における適用		静岡市、浜松市、沼津市 熱海市、富士市、三島市 裾野市、長泉町、磐田市 御殿場市、伊豆市、御前崎市 函南町、富士宮市、島田市 掛川市、藤枝市、袋井市 伊豆の国市、吉田町	湖西市、菊川市、焼津市 下田市、清水町、伊東市	南伊豆町、小山町、森町

4-2 公共下水道の維持管理

各団体の維持管理状況（令和3年度実績）

		管渠延長 (km)	ポンプ場数	処理場数	年間総処理水量 (千m3)	年間総有収水量 (千m3)	職員数 (人)
静岡市	法適用	2,513	15	7	134,232	63,775	215
浜松市		3,613	24	11	93,863	73,474	111
沼津市		566	4	5	25,906	13,597	37
熱海市		128	2	1	※ 5,866	6,031	8
三島市		339	3	1	12,929	9,835	22
富士宮市		331	1	1	9,720	7,006	19
伊東市		140	2	2	10,519	4,772	12
島田市		72	0	1	1,101	1,081	12
富士市		954	0	2	26,526	20,329	55
磐田市		944	6	2	15,032	14,555	19
焼津市		190	1	1	3,963	3,371	13
掛川市		289	1	3	4,057	3,974	14
藤枝市		360	5	1	8,120	6,832	17
御殿場市		151	1	1	3,387	2,889	9
袋井市		252	0	2	3,953	3,551	12
下田市		79	3	1	1,235	951	5
裾野市		110	0	0	2,087	1,863	8
湖西市		159	0	2	2,319	2,261	11
伊豆市		153	3	3	3,574	2,749	6
御前崎市		118	0	2	1,560	1,549	6
菊川市		86	0	1	1,215	1,104	8
伊豆の国市		166	1	0	6,728	5,457	5
函南町		112	0	0	3,113	2,770	8
清水町		106	2	0	2,349	2,302	7
長泉町		109	0	0	3,345	3,252	4
吉田町		79	0	1	892	850	6
南伊豆町	法非適用	29	1	1	354	300	4
小山町		23	0	1	561	579	1
森町		41	0	1	468	367	4

「令和3年度市町財政の状況(静岡県経営管理部市町行財政課)」より

※ 湯河原町浄水センターでの処理水量(泉処理区分)は、年間総処理水量に含まれていない。

(参考) 合計	12,212	75	54	388,975	261,424	658
---------	--------	----	----	---------	---------	-----

処理場の維持管理状況（令和3年度実績）

処理場名	市町村名	供用開始年月	処理方法	流入水質					放流水質					備考
				BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	
高松浄化センター	静岡市	S35.11	標準活性汚泥法	48.8	25.9	44.0	11.0	0.87	1.3	2.7	3.0	4.4	0.45	合流式
清水南部浄化センター	静岡市	S47.4	標準活性汚泥法	171.0	76.5	94.0	28.0	2.60	0.9	7.6	1.0	9.2	0.47	一部合流式
城北浄化センター	静岡市	S52.4	標準活性汚泥法	106.0	57.5	69.0	18.0	1.80	1.7	4.1	1.0	7.6	0.39	一部合流式
清水北部浄化センター	静岡市	S56.11	標準活性汚泥法	115.0	53.8	41.0	21.0	2.40	1.5	5.5	1.0	7.1	0.75	一部合流式
中島浄化センター	静岡市	S60.10	標準活性汚泥法	345.0	153.0	235.0	38.0	4.20	3.6	11.4	3.0	9.3	4.10	
長田浄化センター	静岡市	H14.6	標準活性汚泥法	202.0	108.0	123.0	35.0	3.20	1.0	6.2	1.0	7.9	0.19	
静岡浄化センター	静岡市	H9.6	標準活性汚泥法	231.0	123.0	193.0	38.0	3.80	1.7	10.1	2.0	17.0	0.39	
中部浄化センター	浜松市	S41.10	標準活性汚泥法	150.0	69.0	93.0	23.5	4.05	3.9	8.2	3.0	9.1	0.90	
西遠浄化センター	浜松市	S61.10	標準活性汚泥法	210.0	120.0	210.0	42.0	6.30	5.3	11.0	2.0	21.0	2.10	一部特環
館山寺浄化センター	浜松市	S62.7	凝集剤併用型嫌気-硝化内生脱窒法	120.0	79.0	130.0	30.0	3.40		4.4		2.0	0.54	
井伊谷浄化センター	浜松市	H8.10	凝集剤併用担体添加型硝化脱窒法	170.0	110.0	120.0	34.0	3.80		5.5	1.0	3.9	0.16	一部特環
細江浄化センター	浜松市	H11.1	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法	170.0	110.0	120.0	43.0	4.00		6.0		4.3	0.33	
三ヶ日浄化センター	浜松市	H18.10	凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法	160.0	120.0	110.0	44.0	5.30		11.0	1.0	1.4	0.64	
湖東浄化センター	浜松市	S57.9	凝集剤併用型消化内生脱窒法	150.0	110.0	170.0	34.0	3.40		3.8		3.2	0.60	特環
浦川浄化センター	浜松市	H8.4	オキシデーションディッチ法	160.0	110.0	140.0	25.0	3.30	0.8	4.5		1.2	0.87	特環
気田浄化センター	浜松市	H12.11	オキシデーションディッチ法	170.0	98.0	140.0	38.0	4.20	1.2	5.5	1.0	1.3	1.30	特環
佐久間浄化センター	浜松市	H14.11	オキシデーションディッチ法	190.0	120.0	180.0	36.0	4.40	1.0	4.6		1.2	1.10	特環
城西浄化センター	浜松市	H20.3	膜分離活性汚泥法	130.0	85.0	140.0	31.0	3.60	1.3	4.6	1.0	6.4	1.70	特環
中部浄化プラント	沼津市	S53.11	標準活性汚泥法	111.0	42.9				3.3	3.7	3.0	4.7	0.44	一部合流式
重須浄化センター	沼津市	S61.3	長時間エアレーション法	94.5	106.0				1.8	4.3	3.0	10.1	1.59	
南部浄化センター	沼津市	H16.3	標準活性汚泥法	184.0	113.0				2.7	9.7	3.0	17.8	0.45	一部特環
久連浄化センター	沼津市	S54.4	長時間エアレーション法	105.0	79.3				1.7	4.3	3.0	11.0	1.41	特環
戸田浄化センター	沼津市	H20.3	膜分離活性汚泥法	159.0	113.0				0.8	4.6	1.0	4.4	0.91	特環
熱海市浄水管理センター	熱海市	S60.7	標準活性汚泥法	111.0	81.0	116.0			1.8	5.1	1.0			
三島終末処理場	三島市	S51.11	標準活性汚泥法	264.0	115.0				1.7	6.1	1.0	6.6	0.50	
里山浄化センター	富士宮市	S57.4	標準活性汚泥法	125.0	70.0				5.3	7.8	2.0	8.2	1.20	
淵川終末処理場	伊東市	S49.8	標準活性汚泥法	69.8	43.6	101.0	9.0	1.33	1.3	2.7	0.0	4.7	0.83	一部合流式
かわせみ浄化センター	伊東市	H18.3	オキシデーションディッチ法	196.1	126.4	185.0	31.0	2.95	1.2	5.3	0.0	0.9	2.03	特環
島田浄化センター	島田市	H7.4	標準活性汚泥法	132.0	111.0	106.0			3.0	9.4	3.0	23.4	0.83	
西部浄化センター	富士市	S55.4	標準活性汚泥法	176.0	128.0	173.0			2.4	8.3	2.0	17.7	0.43	
東部浄化センター	富士市	H2.4	標準活性汚泥法	173.0	126.0	199.0			1.9	9.4	2.0	18.5	0.56	
磐南浄化センター	磐田市	H2.6	標準活性汚泥法	214.0	134.0	183.0	33.0	4.20	3.3	12.6	2.0	7.8	2.40	一部特環
豊岡クリーンセンター	磐田市	H13.3	オキシデーションディッチ法	188.0	123.0	146.0	47.1	4.30	1.3	4.6	1.0	1.9	1.40	特環
汐入下水処理場	焼津市	S55.7	標準活性汚泥法	249.0	89.0	187.0	31.3	9.50	2.4	8.8	3.0	14.8	0.90	
掛川浄化センター	掛川市	H13.3	標準活性汚泥法	189.0	115.0	163.0	32.6	3.00	2.4	9.2	3.0	13.7	1.60	
大東浄化センター	掛川市	H13.4	オキシデーションディッチ法	210.0	143.0	226.0	36.0	3.83	1.6	8.8	1.0	3.4	2.60	
大須賀浄化センター	掛川市	H17.4	オキシデーションディッチ法	170.8	130.8	168.3	31.2	3.30	1.2	6.4	1.0	1.8	1.70	
藤枝市浄化センター	藤枝市	S60.12	標準活性汚泥法	187.0	175.0				1.9	9.2	2.0	21.6	0.37	
御殿場浄化センター	御殿場市	H6.3	標準活性汚泥法	275.0	147.0	226.0	46.0	5.20	2.7	8.9	3.0	8.4	0.60	
袋井浄化センター	袋井市	H11.4	標準活性汚泥法	163.8	93.0	97.0			1.8	10.8	4.0	19.9	0.90	一部特環
アクアパークあさば	袋井市	H14.4	標準活性汚泥法	176.4	101.4	122.0			1.4	10.6	3.0	18.9	1.05	一部特環
下田浄化センター	下田市	H4.5	標準活性汚泥法	110.4	47.7	75.0	16.7	2.30	4.8	14.5	4.0	12.4	1.10	
湖西浄化センター	湖西市	H13.3	循環式硝化脱窒法	170.0	127.5	151.0	32.3	4.03	0.4	6.3	1.0	4.3	0.11	一部特環
新居浄化センター	湖西市	H13.3	凝集剤併用型硝化内生脱窒法	237.0	145.0	194.0	46.1	4.90	0.1	5.7	1.0	3.1	0.06	一部特環
土肥浄化センター	伊豆市	S61.4	標準活性汚泥法	107.8	84.9	97.0			1.6	4.0	2.0	4.7	0.60	特環
湯ヶ島クリーンセンター	伊豆市	H8.4	回分式活性汚泥法	179.8	34.6	163.0			3.0	9.6	2.0	6.7	0.87	特環
白岩浄化センター	伊豆市	H11.4	オキシデーションディッチ法	106.2		87.0			1.8	5.8	5.0	0.3	1.87	特環
池新田浄化センター	御前崎市	H7.7	オキシデーションディッチ法	193.0	138.0	216.0			1.8	6.0	3.0	2.4	1.40	一部特環
高松浄化センター	御前崎市	H11.4	オキシデーションディッチ法	141.0	118.0	174.0			1.8	9.0	3.0	11.5	2.30	特環
菊川浄化センター	菊川市	H17.3	酸素活性汚泥法	240.0	178.0				3.2	11.4	4.0			一部特環
南伊豆クリーンセンター	南伊豆町	H13.4	嫌気好気ろ床法	153.0		116.0			2.9	8.6	1.0	6.2	0.10	
須走浄化センター	小山町	H11.4	オキシデーションディッチ法	192.0	116.0	178.0			0.8	5.5	1.0	3.6	2.35	
吉田浄化センター	吉田町	H7.3	標準活性汚泥法	112.4	88.6	148.0			6.4	13.3	7.0	10.4	1.50	
森町浄化センター	森町	H21.3	嫌気好気ろ床法	234.2	132.5	280.0	37.0	4.10	3.4	12.0	3.0	31.8	3.60	

「令和3年度版下水道統計」参照により記載

公共下水道の費用構成（令和3年度実績）

市町名	維持管理費	資本費	費用総合計				繰入金	
			うち汚水処理費	うち雨水処理費	その他	基準額	実績入額	
静岡市	6,242,051	13,384,806	19,626,857	9,557,379	5,293,567	4,775,911	7,347,598	7,490,917
浜松市	2,978,127	14,836,647	17,814,774	8,867,952	1,488,276	7,458,546	3,555,697	5,473,567
沼津市	1,712,251	3,023,642	4,735,893	2,653,163	359,833	1,722,897	1,860,220	2,312,118
熱海市	480,379	999,205	1,479,584	1,021,429	0	458,155	64,714	667,688
三島市	858,710	1,374,214	2,232,924	1,480,611	0	752,313	668,579	983,100
富士宮市	535,118	1,303,090	1,838,208	1,050,848	70,297	717,063	340,592	909,616
伊東市	574,505	1,011,997	1,586,502	674,145	321,365	590,992	580,160	1,129,999
島田市	252,962	391,998	644,960	393,243	16,624	235,093	259,706	589,822
富士市	1,705,335	3,220,924	4,926,259	3,069,573	8,971	1,847,715	1,082,707	1,883,549
磐田市	1,511,667	4,183,049	5,694,716	2,193,525	570,475	2,930,716	2,094,406	2,993,359
焼津市	406,015	1,426,253	1,832,268	522,754	218,944	1,090,570	995,238	1,033,212
掛川市	555,854	1,290,739	1,846,593	788,225	9,222	1,049,146	590,793	1,033,608
藤枝市	473,599	1,604,026	2,077,625	1,024,730	37,098	1,015,797	893,194	1,068,500
御殿場市	334,682	721,615	1,056,297	433,324	0	622,973	420,006	520,319
袋井市	433,812	1,060,337	1,494,149	532,594	0	961,555	470,010	924,011
下田市	159,521	496,222	655,743	159,521	0	496,222	323,581	550,000
裾野市	247,189	468,503	715,692	279,438	0	436,254	266,872	537,733
湖西市	381,741	908,078	1,289,819	370,082	0	919,737	585,712	625,690
伊豆市	433,560	721,812	1,155,372	433,560	0	721,812	258,920	658,927
御前崎市	193,205	481,250	674,455	232,350	0	442,105	111,871	354,315
菊川市	156,545	395,061	551,606	165,654	0	385,952	217,024	331,944
伊豆の国市	719,964	621,120	1,341,084	818,615	84,605	437,864	197,674	589,750
函南町	286,751	549,960	836,711	415,523	0	421,188	324,555	373,626
清水町	309,185	573,202	882,387	345,251	2,214	534,922	369,568	495,000
長泉町	399,222	372,492	771,714	550,769	0	220,945	241,943	550,000
吉田町	175,058	532,195	707,253	169,043	0	538,210	532,195	608,000
南伊豆町	76,897	117,437	194,334	76,897	0	117,437	117,437	176,342
小山町	83,951	93,069	177,020	99,828	0	77,192	77,192	92,541
森町	57,498	161,564	219,062	57,498	0	161,564	161,564	164,503

単位：千円、「令和3年度市町財政の状況(静岡県経営管理部市町行財政課)」より算出

○財務分析(令和3年度決算)

ア 企業会計方式

市町名	下水道使用料 (千円)	料金収入比(%)			支出決算 規模 (千円)	企業債 現在高 (千円)
		職員給与費	減価償却費	企業債元金 償還金		
静岡市	9,528,505	10.2	118.2	110.4	31,294,077	141,966,664
浜松市	9,631,575	4.2	129.6	130.5	25,482,507	139,999,174
沼津市	1,791,946	9.6	137.2	151.6	7,394,356	36,311,639
熱海市	1,021,429	5.2	84.5	66.3	2,068,090	5,959,736
三島市	1,001,485	8.0	113.6	137.4	3,265,430	16,727,920
富士宮市	736,124	10.6	158.9	103.6	2,500,864	7,660,728
伊東市	336,722	10.7	248.5	237.4	2,084,812	11,563,766
島田市	137,242	57.6	243.2	290.2	967,276	3,210,007
富士市	2,794,272	10.9	98.5	84.4	6,738,542	25,036,763
磐田市	1,712,891	5.7	215.4	140.7	5,804,560	27,269,068
焼津市	377,954	15.4	328.4	325.6	2,203,640	11,369,635
掛川市	575,365	12.7	179.0	169.4	2,728,145	15,493,023
藤枝市	810,066	9.8	177.7	194.2	3,048,563	14,984,594
御殿場市	399,545	10.1	145.0	185.8	1,539,513	8,855,110
袋井市	367,631	15.0	236.1	237.9	3,117,460	12,532,541
下田市	126,465	5.1	343.5	369.0	1,068,876	4,725,040
裾野市	239,736	16.6	159.0	167.6	1,029,552	5,298,952
湖西市	322,951	13.4	229.8	209.6	1,854,939	9,547,576
伊豆市	296,455	11.5	220.2	135.5	1,279,395	3,805,071
御前崎市	138,427	11.7	318.1	195.6	1,053,415	1,843,955
菊川市	141,189	22.2	229.2	162.5	747,256	4,553,317
伊豆の国市	561,988	7.1	101.5	58.7	1,611,876	3,168,800
函南町	307,459	5.9	160.4	84.4	1,085,938	3,987,678
清水町	304,149	6.1	159.5	148.0	1,600,025	6,741,470
長泉町	285,612	3.9	114.9	86.3	967,947	2,449,098
吉田町	83,432	22.6	539.1	534.7	1,151,968	4,965,669

イ 官庁会計方式

市町名	下水道使用料 (千円)	料金収入比(%)		支出決算 規模 (千円)	地方債 現在高 (千円)
		職員給与費	地方債元金 償還金		
南伊豆町	38,915	9.2	261.0	273,129	1,110,094
小山町	84,324	6.4	96.5	239,579	652,079
森町	44,480	25.4	257.9	542,212	3,852,118

「令和3年度市町財政の状況(静岡県経営管理部市町行財政課)」より算出

4-3 下水道の経営状況（令和3年度実績）

市町名	水洗化率 (R3末) (戸数割合) (%)	処理区域内 人口密度 (人/ha)	使用料 単価 (円/m3)	汚水処理原価		使用料 回収率 (%)	処理人口1人あたり		
				維持管理費 (円/m3)	資本費 (円/m3)		維持管理費 (円/人)	資本費 (円/人)	管理運営費 (円/人)
静岡市	90.9	66.9	149.4	68.8	81.1	99.7	10,339	22,170	32,509
浜松市	96.6	45.5	131.1	30.8	89.9	108.6	4,610	22,964	27,574
沼津市	87.8	56.6	131.8	107.3	87.9	67.5	14,535	25,668	40,204
熱海市	88.8	30.4	169.4	77.9	91.5	100.0	20,072	41,750	61,822
三島市	92.4	67.5	101.8	85.0	65.5	67.6	9,396	15,036	24,432
富士宮市	85.8	47.0	105.1	69.7	80.3	70.1	7,598	18,503	26,102
伊東市	77.8	42.3	70.6	57.3	84.0	49.9	22,658	39,912	62,569
島田市	79.2	49.4	126.9	233.9	129.7	34.9	21,976	34,054	56,030
富士市	91.5	45.0	137.5	80.8	70.1	91.0	8,698	16,427	25,125
磐田市	93.0	43.1	117.7	89.3	61.4	78.1	10,458	28,938	39,395
焼津市	87.7	53.4	112.1	100.0	55.1	72.3	13,818	48,540	62,358
掛川市	82.5	34.8	144.8	139.9	58.5	73.0	14,118	32,782	46,900
藤枝市	89.7	56.0	118.6	66.9	83.1	79.1	7,600	25,741	33,341
御殿場市	93.0	52.9	138.3	115.9	34.1	92.2	10,137	21,857	31,993
袋井市	90.0	42.7	103.5	120.3	29.7	69.0	10,412	25,448	35,860
下田市	61.5	33.6	133.0	167.7	0.0	79.3	16,442	51,146	67,588
裾野市	95.7	60.4	128.7	132.7	17.3	85.8	10,977	20,805	31,782
湖西市	81.3	44.2	142.8	153.7	10.0	87.3	14,880	35,396	50,276
伊豆市	83.5	25.6	107.9	157.7	0.0	68.4	27,179	45,249	72,428
御前崎市	90.3	17.9	89.4	121.1	28.9	59.6	14,277	35,561	49,838
菊川市	93.9	41.8	127.8	141.8	8.2	85.2	11,529	29,096	40,625
伊豆の国市	90.6	40.9	103.0	121.0	29.0	68.7	21,964	18,949	40,913
函南町	90.9	56.6	111.0	103.5	46.5	74.0	10,342	19,835	30,177
清水町	89.6	57.5	132.1	105.3	44.7	88.1	13,233	24,534	37,767
長泉町	95.5	70.2	87.8	122.8	46.6	51.9	11,470	10,702	22,171
吉田町	71.2	38.5	98.2	198.9	0.0	49.4	15,667	47,628	63,295
南伊豆町	55.6	18.7	129.8	256.4	0.0	50.6	34,592	52,828	87,420
小山町	94.3	19.3	145.7	145.0	27.4	84.5	21,570	23,913	45,483
森町	61.9	25.0	121.2	156.6	0.0	77.4	12,125	34,071	46,196

「令和3年度市町財政の状況(静岡県経営管理部市町行財政課)」より算出(水洗化率を除く)

市町名	管路延長1kmあたり			職員1人当たり		
	処理人口 (人/km)	維持管理費 (千円/km)	処理面積 ha/km	処理人口 (人)	管路延長 km/人	処理面積 ha/人
静岡市	240	2,484	3.6	2,808	11.7	42.0
浜松市	179	824	3.9	5,820	32.5	128.0
沼津市	208	3,025	3.7	3,184	15.3	56.3
熱海市	187	3,753	6.2	2,992	16.0	98.5
三島市	270	2,533	4.0	4,154	15.4	61.5
富士宮市	213	1,617	4.5	3,707	17.4	78.9
伊東市	181	4,104	4.3	2,113	11.7	50.0
島田市	160	3,513	3.2	959	6.0	19.4
富士市	206	1,788	4.6	3,565	17.3	79.2
磐田市	153	1,601	3.6	7,608	49.7	176.5
焼津市	155	2,137	2.9	2,260	14.6	42.3
掛川市	136	1,923	3.9	2,812	20.6	80.7
藤枝市	173	1,316	3.1	3,666	21.2	65.4
御殿場市	219	2,216	4.1	3,668	16.8	69.3
袋井市	165	1,721	3.9	3,472	21.0	81.3
下田市	123	2,019	3.7	1,940	15.8	57.8
裾野市	205	2,247	3.4	2,815	13.8	46.6
湖西市	161	2,401	3.7	2,332	14.5	52.8
伊豆市	104	2,834	4.1	2,659	25.5	104.0
御前崎市	115	1,637	6.4	2,256	19.7	125.8
菊川市	158	1,820	3.8	1,697	10.8	40.6
伊豆の国市	197	4,337	4.8	6,556	33.2	160.4
函南町	248	2,560	4.4	3,466	14.0	61.3
清水町	220	2,917	3.8	3,338	15.1	58.0
長泉町	319	3,663	4.6	8,702	27.3	124.0
吉田町	141	2,216	3.7	1,862	13.2	48.3
南伊豆町	77	2,652	4.1	556	7.3	29.8
小山町	169	3,650	8.8	3,892	23.0	202.0
森町	116	1,402	4.6	1,186	10.3	47.5

「令和3年度市町財政の状況(静岡県経営管理部市町行財政課)」より算出

〈指標の算出〉

水洗化率 (%)	=	$\frac{\text{現在下水道接続済戸数}}{\text{現在処理区域内戸数}} \times 100$
処理区域内人口密度 (人/ha)	=	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{現在処理区域内面積}}$
使用料単価(円/m ³)	=	$\frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	=	$\frac{\text{汚水処理費(維持管理費)}^{\ast 1}}{\text{年間有収水量}}$
汚水処理原価(資本費)(円/m ³)	=	$\frac{\text{汚水処理費(資本費)}^{\ast 2}}{\text{年間有収水量}}$
使用料回収率 (%)	=	$\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$
処理人口1人あたり維持管理費(円/人)	=	$\frac{\text{維持管理費}}{\text{現在処理区域内人口}}$
処理人口1人あたり資本費(円/人)	=	$\frac{\text{資本費}}{\text{現在処理区域内人口}}$
処理人口1人あたり管理運営費(円/人)	=	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{現在処理区域内人口}}$
管路延長1kmあたり処理人口(人/km)	=	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{管路延長}}$
管路延長1kmあたり維持管理費(円/km)	=	$\frac{\text{維持管理費}}{\text{管路延長}}$
管路延長1kmあたり処理面積(ha/km)	=	$\frac{\text{現在処理区域内面積}}{\text{管路延長}}$
職員1人あたり処理人口(人)	=	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{職員数}}$
職員1人あたり管路延長(km/人)	=	$\frac{\text{管路延長}}{\text{職員数}}$
職員1人あたり処理面積(ha/人)	=	$\frac{\text{現在処理区域内面積}}{\text{職員数}}$

※1 汚水に係る管渠費+ポンプ場費+処理場費+その他

※2 【法適用】 汚水に係る企業債利息+減価償却費

【法非適用】 汚水に係る地方債等利息+地方債償還金

4-4 下水道使用料等の状況

下水道の使用料金については、様々な考え方がありますが、一般的に下水道の維持管理に係る費用負担は、下水道の都市基盤施設やナショナルミニマムとしての基本的性格を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担することとされています。

○下水道の使用料（令和5年1月1日現在）

市町名	使用料体系	検針時期 徴収時期	現行料金 実施年月日	基本料金		(m ³ 以上) - (m ³ 以下)		
				m ³	円/月	超過料金		
静岡市	従量	隔月	R1.10.1		1,017.5	1 - 10	11 - 20	21 - 30
	累進	隔月				38.5	137.5	159.5
浜松市	従量	隔月	H29.10.1		1,110	1 - 10	11 - 20	21 - 30
	累進	隔月				40	117	138
沼津市	従量	隔月	H31.4.1	10	1,250	11 - 20	21 - 30	31 - 50
	累進	隔月				135	138	142
熱海市	従量	隔月	H21.4.1	10	2,570	11 - 20	21 - 300	301 - 1,000
	累進	毎月				24	134	146
三島市	従量	隔月	H17.4.1	10	800	11 - 20	21 - 30	31 - 50
	累進	隔月				92	103	115
富士宮市	従量	隔月	H13.7.1	10	770	10 - 20	20 - 40	40 - 100
	累進	隔月				100	118	130
伊東市	従量	隔月	H25.4.1	10	800	11 - 50	51 - 250	251 -
	累進	隔月				95	96	97
島田市	従量	隔月	H26.4.1		787	1 - 10	11 - 50	51 - 100
	累進	隔月				39	119	127
富士市	従量	隔月	H26.4.1	10	1,300	11 - 20	21 - 30	31 - 50
	累進	隔月				110	125	135
磐田市	従量	隔月	H22.4.1	8	809	9 - 10	11 - 20	21 - 30
	累進	隔月				23.80	120.00	124.75
焼津市	水質使用料	毎月・隔月	H30.4.1	10	1,028	11 - 100	101 - 1,000	1,001
	従量・累進	毎月・隔月				103	121	126
掛川市	従量	隔月	H20.4.1	8	900	9 - 25	26 - 100	101 -
	累進	隔月				140	160	180
藤枝市	従量	隔月	H20.4.1	10	1,000	11 - 30	31 - 50	51 - 100
	累進	隔月				110	120	140
御殿場市	従量	隔月	H31.4.1	10	1,170	11 - 30	31 - 50	51 - 100
	累進	隔月				117	129	140
袋井市	従量	隔月	R4.4.1	8	800	9 - 25	26 - 50	51 -
	累進	隔月				118	145	159
下田市	従量	毎月・隔月	H20.4.1	10	1,000	11 - 20	21 - 50	51 - 100
	累進	毎月・隔月				120	130	140

「令和3年度市町財政の状況（静岡県経営管理部市町行財政課）」参照により記載

				下水道使用料 20m ³ /月(参考)	備 考
31 - 50 176	51 - 100 192.5	101 - 200 209		2,804	201～500m ³ : 220円、501～1,000m ³ : 231円、 1,000m ³ 超: 242円 (料金及び実施年月日について、静岡市から提供)
31 - 50 152	51 - 100 164	101 - 200 176		2,948	201～500m ³ 188円、501～1,000m ³ 195円、 1,001～2,000m ³ 203円、2,001～5,000m ³ 208円、 5,000m ³ 超212円
51 - 100 147	101 - 500 152	501 - 158		2,600	公衆浴場汚水を1/2とする
1,001 - 159				3,087	温泉汚水89円/m ³
51 - 500 129	501 - 142			1,890	
101 - 141				1,947	
				1,925	温泉等汚水 基本料金 50m ³ 850円/月 超過料金 51～500m ³ : 19円/m ³ 501m ³ ～: 20円/m ³
101 - 135				2,587	公衆浴場汚水 55.5円/m ³
51 - 100 145	101 - 500 155	501 - 165		2,640	
31 - 50 136.19	51 - 100 147.61	101 - 157.14		2,262	公衆浴場 基本料金 20m ³ 619円/月 超過料金21m ³ ～ 19円/m ³
				2,260	公衆浴場汚水 52円/m ³
				2,838	
101 - 500 150	501 - 160			2,310	公衆浴場汚水 60円/m ³
101 - 164				2,570	公衆浴場汚水 35円/m ³
				2,019	
101 - 200 150	201 - 160			2,420	

市町名	使用料 体系	検針時期 徴収時期	現行料金 実施年月日	基本料金		(m ³ 以上) - (m ³ 以下)			
				m ³	円/月	超過料金			
裾野市	従量	隔月	R3.1.1	10	1,090	10 - 20	21 - 30	31 - 50	
	累進	隔月				119	130	140	
湖西市	従量	隔月	R1.10.1	8	985	9 - 25	26 - 75	76 - 150	
	累進	隔月				135	148	160	
伊豆市	従量	隔月	H30.4.1		320	1 -			
	累進	隔月				108			
御前崎市	従量	隔月	H16.4.1	10	800	11 -			
	累進	隔月				80			
菊川市	従量	隔月	H16.3.24	8	960	9 - 100	101 - 200	201 -	
	累進	隔月				120	130	140	
伊豆の国市	従量	隔月	H30.4.1	10	1,050	11 -			
	累進	隔月				105			
牧之原市	従量	隔月	H8.4.1	20	2,000	21 -			
	累進	隔月				80			
南伊豆町	従量	隔月	H12.9.28	10	1,000	11 - 50	51 - 200	201 -	
	累進	隔月				110	120	130	
函南町	従量	隔月	R2.7.1	10	1,050	11 -	-	-	
	累進	隔月				105			
清水町	従量	隔月	R1.10.1	10	975	11 - 20	21 - 30	31 - 50	
	累進	隔月				135	145	155	
長泉町	従量	隔月	R1.10.1	10	700	11 - 20	21 - 30	31 - 100	
	累進	隔月				80	90	100	
小山町	従量	隔月	H26.4.1	10	1,000	11 - 30	31 - 50	51 - 100	
	累進	隔月				100	119	128	
吉田町	従量	隔月	H7.3.24	10	910	11 - 50	51 - 100	101 -	
	累進	隔月				91	100	110	
森町	従量	隔月	H20.4.1	10	1,000	11 - 40	41 - 100	101 - 200	
	累進	隔月				100	110	120	

「令和3年度市町財政の状況（静岡県経営管理部市町行財政課）」参照により記載

				下水道使用料 20m ³ /月(参考)	備 考
51 -	100	101 -		2,508	令和3年1月1日使用料改定
	148	160			
151 -	250	251 -		2,872	公衆浴場汚水 12円/m ³ 臨時使用汚水 185円/m ³
	172	185			
				2,728	営業温泉汚水 60円/m ³
				1,760	
				2,640	一時使用汚水 140円/m ³
				2,310	営業温泉汚水 50円/m ³
				2,000	
				2,268	一般家庭の井戸水 1,000円/月
				2,310	
51 -				2,550	
	165				
101 -				1,650	
	110				
101 -				2,200	
	146				
				2,002	
201 -	500	501 -		2,200	臨時用汚水 140円/m ³
	130	140			

水洗化推進のための貸付(助成)制度(令和5年1月1日現在)

「令和3年度市町財政の状況(静岡県経営管理部市町行財政課)」参照により記載

市町名	制度の概要
静岡市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給</p> <p>対 象 : <み取り便所及び浄化槽便所を水洗便所に改造する費用</p> <p>限 度 額 : 1件200万円</p> <p>年 利 : 利子補給 無利子</p> <p>償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月</p>
	<p>○私道共同下水管設置費補助金</p> <p>対 象 : 私道に共同下水管を設置する費用</p> <p>補 助 額 : 総工事費に対する市算定額の100%以内(供用開始から3年を経過した場合は90%)</p>
	<p>○生活保護世帯等に対する水洗便所設置費補助金</p> <p>対 象 : 生活保護世帯等が<み取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用</p> <p>補 助 額 : 補助事業の実施に要する経費の範囲内</p>
浜松市	<p>○水洗便所改造資金あっせん及び利子補給</p> <p>対 象 : <み取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去する費用</p> <p>限 度 額 : 100万円</p> <p>年 利 : 年利 長期プライムレート(4.1%を限度に利子補給)</p> <p>償 還 期 間 : 36ヶ月</p>
	<p>○水洗便所改造補助金</p> <p>対 象 : 生活扶助世帯が<み取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用</p>
沼津市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給</p> <p>対 象 : <み取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去し、公共下水道に接続する工事の費用(新築は除く)</p> <p>限 度 額 : 1件あたり 5万円以上200万円以下(1万円単位)</p> <p>年 利 : 長期プライムレート(供用開始から3年以内に工事完了したものは全額利子補給)</p> <p>償 還 期 間 : 50万円以内 3年 50万円超 5年</p>
熱海市	<p>○公共下水道接続改造資金貸付金</p> <p>対 象 : <み取り便所及び浄化槽等並びに排水設備を公共下水道に接続するために要する費用</p> <p>限 度 額 : 100万円</p> <p>年 利 : 無利子(市の直貸し)</p> <p>償 還 期 間 : 50ヶ月以内(元金均等)</p>
	<p>○公共下水道接続改造費助成制度</p> <p>対 象 : 供用開始3年以内に接続改造し、新たに公共下水道に接続する費用</p> <p>助 成 額 : 1年目接続 工事費の30%以内 10万円限度又は使用料半額 2年間 2年目接続 工事費の30%以内 5万円限度又は使用料半額 1年間 3年目接続 工事費の30%以内 2万円限度又は使用料半額 半年間</p>
三島市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給</p> <p>対 象 : <み取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事をする費用</p> <p>限 度 額 : <み取り便所又は浄化槽1箇所につき40万円以内、一人当たり最高100万円まで</p> <p>年 利 : 年利 2.0%(うち 利子補給 2.0%)</p> <p>償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、30ヶ月</p>
	<p>○浄化槽廃止に対する補助金</p> <p>対 象 : 浄化槽を廃止して公共下水道へ接続するための費用</p> <p>補 助 金 : 浄化槽1箇所につき5,000円</p>
富士宮市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給</p> <p>対 象 : <み取り便所及び浄化槽便所を改造する費用</p> <p>限 度 額 : 1件60万円(ただし、1件の工事で便槽または浄化槽の数が2箇所以上ある場合は、1箇所増すごとに20万円を加算し、最高100万円までとする。)</p> <p>年 利 : 年利 年度当初の長期プライムレート(全額利子補給) ただし、所得1千万円以上の方については、毎年度当初に市長が定める利率とする</p> <p>償 還 期 間 : 30ヶ月以内</p>
	<p>○生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金</p> <p>対 象 : <み取り便所及び浄化槽便所を改造する費用(生活扶助世帯に限る)</p> <p>補 助 金 : 工事に要する経費の額で、予算の範囲内</p>
伊東市	<p>○水洗便所改造等資金助成(貸付金)</p> <p>対 象 : <み取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去、共同施設下水道を布設する費用</p> <p>限 度 額 : 40万円、50万円、90万円</p> <p>償 還 期 間 : 50回以内</p> <p>年 利 : 0%(ただし供用開始後3年を経過したものは1%)</p>
	<p>○水洗便所改造等資金助成(補助金)</p> <p>対 象 : <み取り便所の改造又は浄化槽の撤去に係る排水施設工事費用</p> <p>補 助 金 : 1万円</p>

市町名	制度の概要
島田市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又は排水設備を改造し、公共下水道に接続する工事の費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 1%を超える利子については市が負担 償 還 期 間 : 48ヶ月以内</p>
	<p>○生活扶助世帯に対する水洗便所設置事業費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造、又は排水設備を改造する費用 補 助 金 : 255千円を限度</p>
	<p>○公共下水道接続工事費補助金 対 象 合併処理浄化槽を廃止して公共下水道へ接続するために要する費用 (ただし、当該浄化槽が市補助金を受けて設置したものである場合を除く) 補 助 金 限度額20万円</p>
富士市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事費用 限 度 額 : 1件100万円 年 利 : 新年度直前の長期プライムレート(市が全額利子補給) 償 還 期 間 : 50万円までは36ヶ月以内、100万円までは60ヶ月以内</p>
	<p>○公会堂排水設備接続工事費補助金 対 象 : 公会堂等で下水道に接続するために改造する費用 補 助 金 : 総工事費の50%</p>
磐田市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する排水設備の設置工事に要する費用 限 度 額 : 1件100万円 年 利 : 長期プライムレート(市が全額利子補給) 償 還 期 間 : 36ヶ月以内</p>
	<p>○私道共同排水設備設置事業費補助金 対 象 : 私道に共同排水設備を設置する費用 補 助 額 : 位置指定道路10/10以内、その他私道1/2以内</p>
	<p>○生活扶助世帯水洗便所等改造費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽便所を含む)を水洗便所に改造し、下水道に接続するための費用 補 助 額 : 費用の10/10以内</p>
焼津市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造するために要する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 長期プライムレート(市が全額利子補給) 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月</p>
	<p>○水洗便所改造補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 改造に要する経費で、225千円を限度とする。</p>
掛川市	<p>○宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造するために要する費用及び下水道に接続する排水設備に要する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 長期プライムレート(個人1%、残りを市が利子補給・上限3%) 償 還 期 間 : 48ヶ月以内</p>
	<p>○コミュニティ施設改善事業補助金 対 象 : 公会堂で下水道に接続するために改造する費用 補 助 額 : 工事費の1/3以内かつ上限30万円</p>
	<p>○浄化槽雨水貯留施設転用費補助金 対 象 : 下水道に切り替えることにより不用となる浄化槽を雨水貯留施設として再利用するための改造費用 補 助 額 : 改造工事費の1/2で75千円が上限額</p>
藤枝市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : 処理区域内のくみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所(排水設備を含む)に改造する資金 限 度 額 : 100万円 年 利 : 長期プライムレート(市が全額利子補給) 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月</p>
	<p>○水洗便所等改造補助金 対 象 : 生活扶助世帯の所有にかかる処理区域内の建築物に設けられているくみ取り便所(し尿浄化槽含む)を水洗便所(排水設備含む)に改造する費用 補 助 金 : 工事に要する費用の額</p>
御殿場市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給(法人を除く) 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿処理層を廃止し公共下水道に接続する費用(供用開始日から3年以内に限る) 限 度 額 : 便器1個、60万円以内。便器が一個増えるごとに20万円を加算。最高限度額200万円 年 利 : 無利子(市が全額利子補給) 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月</p>

市町名	制度の概要
袋井市	○宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : <み取り便所を水洗便所に改造並びに浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事の費用 限 度 額 : 1件当たり5万円以上100万円以内 年 利 : 4月1日現在の長期プライムレート（内1/2を市が利子補給する） 償 還 期 間 : 5年以内（50万円以内は3年）
	○浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金 対 象 : 下水道に切り替えることにより不用となる浄化槽を雨水貯留施設として再利用するための改造費用 補 助 額 : 改造工事費の1/2で、80千円が上限額(1,000円未満切捨)
下田市	○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : <み取り便所（し尿浄化槽設置便所）を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去する費用（供用開始日から3年以内） 限 度 額 : 既設の便所1カ所40万円、2カ所目から20万円/箇所、限度100万円 年 利 : 全額利子補給 償 還 期 間 : 36ヶ月以内
	○生活扶助世帯に対する水洗便所等改造費補助金 対 象 : 生活扶助世帯が<み取り便所（し尿浄化槽）を水洗化する費用
	○公共下水道接続改造費助成制度 対 象 : 供用開始日から1年以内に接続改造を完了させ、使用開始の届出をしたもの（新築、法人は除く） 補 助 額 : 接続費用の額（上限7万円）
裾野市	○水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給 対 象 : <み取り便所及び浄化槽便所を下水道に接続する費用 限 度 額 : 1件5万円以上100万円以内 年 利 : 市と金融機関が定めた利率 償 還 期 間 : 5年以内（50万円以内は3年以内）
湖西市	○水洗便所改造資金貸付あっせん及び利子補給 対 象 : <み取り便所若しくは浄化槽便所を水洗便所に改造し、又は排水設備を改造し公共下水道に接続する工事 限 度 額 : 1件10万円以上100万円以内 年 利 : 貸付日の属する年度の4月1日現在の長期プライムレート（内2%までを市が利子補給する） 償 還 期 間 : 36ヶ月以内
	○水洗便所改造費補助金 対 象 : 生活扶助世帯が<み取り便所（し尿浄化槽便所を含む。）を水洗便所に改造する費用 補 助 金 : 改造工事費の1/2で、25万円を限度
	○浄化槽雨水貯留施設転用費補助金 対 象 : 下水道に切り替えることにより不用となる浄化槽を雨水貯留施設として再利用するための改造費用 補 助 金 : 改造工事費の1/2で、75千円が上限額
伊豆市 (旧修善寺町)	○水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 限 度 額 : 20～100万円 年 利 : 市長が指定する金融機関と契約した利率（3.0%まで市利子補給） 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月
伊豆市 (旧土肥町)	○水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 限 度 額 : 20～100万円 年 利 : 市長が指定する金融機関と契約した利率（3.0%まで市利子補給） 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月
伊豆市 (旧天城湯ヶ島町)	○水洗便所改造及び排水施設設置接続資金貸与 対 象 : <み取り便所及び浄化槽便所を公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 30～1,000万円以内 年 利 : 年利 0% 償 還 期 間 : 60ヶ月
伊豆市 (旧中伊豆町)	○下水道排水施設設置資金貸付 対 象 : <み取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する排水設備に要する費用 限 度 額 : なし 年 利 : 無利子 償 還 期 間 : 年2回 最高20回まで
御前崎市	○私道に係る下水道及び施設の設置の市費施工 対 象 : 下水道を利用する独立した家屋が2戸以上ある場合の私道への下水道管の設置費用（条件を満たしているもの）

市町名	制度の概要
菊川市	○下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : 排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗便所への改造又は浄化槽の廃止に要する費用 限 度 額 : 5~100万円(1万円単位) 年 利 : 4月1日現在の長期プライムレート(うち利子補給1/2 上限年3%) 償 還 期 間 : 36ヶ月以内
	○下水道接続工事費補助金 対 象 : 排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗便所への改造又は浄化槽の廃止に要する費用(ただし、供用開始の日から2年以内に工事を完了する者) 補 助 金 : (下水道接続工事費-30万円)×1/4(限度額10万円)
伊豆の国市	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 限度額192千円
南伊豆町	○住家リフォーム振興事業補助金(補助メニューに追加) 対 象 : 公共下水道へ接続するための排水設備、取付管の工事に要する費用 補 助 金 : 改修工事費10~100万円未満は工事費の20%、100万円以上は20万円
函南町	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 町と金融機関が契約した利率 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月
	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 工事に要する費用の額
清水町	○水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 10万円以上100万円 年 利 : 無利子(町が全額利子補給) 償 還 期 間 : 36ヶ月以内
	○水洗便所改造工事費補助金 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する費用で、融資あっせんを受けないもの 補 助 金 : 費用の6%で3万円を限度とする
	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用
長泉町	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽便所を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する排水設備工事に要する費用 限 度 額 : 1件につき50万円以上100万円以内 年 利 : 取扱金融機関との協議による(うち町利子補給 6ヶ月以内 全額、6ヶ月超~3年以内 利率の50%) 償 還 期 間 : 50万円以下3年以内、50万円超5年以内
	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を設置する工事に要する費用 補 助 金 : 工事に要する費用の額
小山町	○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給(法人は除く) 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 便器1個につき60万円以内、1個増えるごとに20万円加算、最高限度額200万円 年 利 : 無利子(町が全額利子補給) 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月
吉田町	○排水設備工事資金融資あっせん 対 象 : 公共下水道に接続するための排水設備工事に伴う費用 限 度 額 : 10万以上100万円以内 年 利 : 年度当初の長期プライムレート 償 還 期 間 : 60ヶ月以内
森町	○宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : 公共下水道に接続するために行う宅内排水設備工事の施工に要する費用 限 度 額 : 1件 5万円~100万円 年 利 : 当該年度4月1日現在の長期プライムレート(うち、その1/2を町が利子補給) 償 還 期 間 : 36ヶ月以内

4-5 下水汚泥の処理状況

令和4年度実績

市町等	処理水量 (千m ³ /年)	発生下水汚 泥量 (脱水ケー キ換算) (m ³ /年)	汚泥有効利用量(脱水ケーキ換算)				埋立 処分量 (m ³ /年)
			セメント (m ³ /年)	建設資材 (m ³ /年)	肥料化 (m ³ /年)	炭化物 (m ³ /年)	
(流域名)							
狩野川東部	11,215	5,327	1,948	1,404	1,975	0	0
狩野川西部	18,171	11,839	3,249	1,335	7,255	0	0
流域 計	29,385	17,166	5,197	2,738	9,230	0	0
(市町名)							
静岡市	145,155	56,472	20,145	2,411	14,858	19,058	0
浜松市	94,154	54,788	11,136	21,087	21,874	0	691
沼津市	17,046	3,269	2,221	342	705	0	0
熱海市	5,405	1,870	0	1,870	0	0	0
三島市	8,260	3,583	0	76	3,507	0	0
富士宮市	9,678	6,507	2,086	863	3,558	0	0
伊東市	10,568	2,345	2,345	0	0	0	0
島田市	1,118	943	0	49	894	0	0
富士市	25,992	7,723	1,468	3,564	2,691	0	0
磐田市	15,500	12,547	12,040	266	241	0	0
焼津市	3,910	2,452	1,574	0	878	0	0
掛川市	4,085	3,461	879	0	2,582	0	0
藤枝市	8,081	4,563	575	0	3,987	0	0
御殿場市	3,392	2,300	0	2,300	0	0	0
袋井市	4,021	3,396	0	3,312	84	0	0
下田市	1,243	407	0	55	353	0	0
湖西市	2,238	1,828	0	0	1,828	0	0
伊豆市	1,418	298	0	0	298	0	0
御前崎市	1,177	1,048	0	0	1,048	0	0
菊川市	1,239	1,204	0	0	1,204	0	0
南伊豆町	378	155	0	155	0	0	0
小山町	554	363	0	363	0	0	0
吉田町	892	544	0	33	511	0	0
森町	399	137	0	137	0	0	0
市町 計	365,903	172,203	54,469	36,883	61,100	19,058	691
県 合計	395,288	189,368	59,667	39,622	70,330	19,058	691
			31.6%	21.0%	37.3%	10.1%	
			188,677				

処理形態	処理量	割合
有効利用	188,677	99.6%
埋立処分	691	0.4%
計	189,368	100.0%

※単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

4-6 流域下水道の維持管理

(1) 流域下水道維持管理負担金

流域下水道の維持管理に要する経費は、各処理区独立採算を原則とし、当該流域下水道を使用する市・町が受益の割合（流入水量）に応じて負担することとしています。

負担金の対象とする経費は、維持管理費の全てと、資本費（起債償還金及び利子）であり、流入水量、維持管理経費、建設計画などを予測した上で10年間で収支が均衡するよう、関係する市・町と協議のうえ負担金単価を決定しています。負担金額の算定は、負担金単価に流入水量を掛けた「従量制」と、計画水量に満たない場合は、原則として計画水量を流入水量とみなす「責任水量制」を併用しています。なお、負担金単価は、概ね5年毎に見直しを行っています。

●流域下水道維持管理負担金設定状況

流域下水道名	関係市町	財政計画期間	負担金単価(円/m ³)				
			R4	R5	R6	R7	R8
狩野川流域下水道 (東部処理区)	伊豆市、伊豆の国市、函南町	令和2年～令和11年 (第4期：10年間)	89	89	89	今後協議	今後協議
狩野川流域下水道 (西部処理区)	沼津市、三島市、裾野市、 清水町、長泉町	平成28年～令和5年 (第3期：8年間) 令和6年～令和11年 (第4期：6年間)	90	90	84	今後協議	今後協議

(2) 維持管理の状況

施設の維持管理については、沼津土木事務所で行っています。

各処理場における処理水量、汚泥処分量、維持管理費の推移は、次のとおりです。

ア 処理水量

単位:千m³/年

流域下水道名 処理場の名称	供用開始	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
狩野川流域下水道(東部処理区) 狩野川東部浄化センター	昭和60年	11,251	11,640	11,449	11,223	11,215
狩野川流域下水道(西部処理区) 狩野川西部浄化センター	平成6年	19,805	20,295	20,666	20,191	19,894
計		31,056	31,935	32,115	31,414	31,109

イ 汚泥処分量(脱水ケーキ搬出量)

単位: t/年

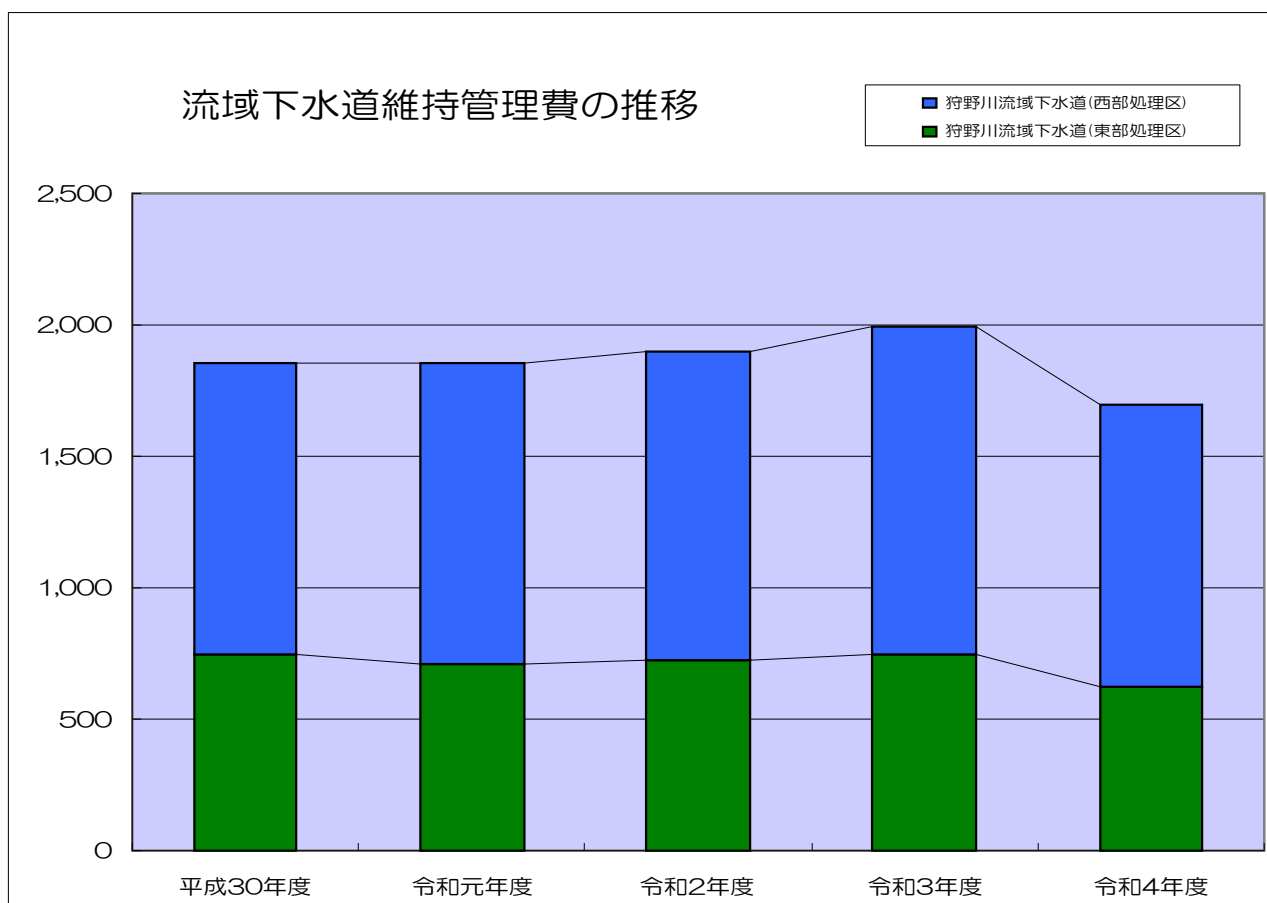
流域下水道名 処理場の名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
狩野川流域下水道(東部処理区) 狩野川東部浄化センター	5,593.1	5,696.8	5,713.5	5,728.6	5,859.3
狩野川流域下水道(西部処理区) 狩野川西部浄化センター	13,104.9	13,120.0	13,083.6	13,173.6	13,022.9
計	18,761.8	18,816.8	18,797.1	18,902.2	18,882.2

ウ 維持管理費

単位:百万円/年

流域下水道名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
狩野川流域下水道(東部処理区)	743	708	725	748	618
狩野川流域下水道(西部処理区)	1,109	1,142	1,172	1,239	1,072
計	1,852	1,850	1,897	1,987	1,690

※ 静岡県流域下水道 維持管理年報 (R4年度版)



Ⅱ 下水道以外の汚水処理

第5章 下水道以外の汚水処理事業

第5章 下水道以外の汚水処理事業

5-1 汚水処理の種類

生活排水を処理する施設には、下水道をはじめ、集落排水施設、合併処理浄化槽等様々な種類があります。市街地、農山漁村等を含めた市町全域での汚水処理施設の整備を推進するには、各種汚水処理施設の有する特性を活かし、水質保全効果、経済性及び汚泥処理等の地域の状況を勘案して、目的にあわせた適正規模の整備手法を選定することが必要不可欠です。

(1) 各汚水処理施設の特性

●各種汚水処理施設の特色

施設区分	下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	合併処理浄化槽
所管省庁	国土交通省	農林水産省	水産庁	環境省	環境省
目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する。	農業集落における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図る。	地域の公衆衛生及び環境衛生の向上を図る。	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。
設置主体及び維持管理主体	地方公共団体	地方公共団体等	地方公共団体	地方公共団体	個人 (市町村設置型については地方公共団体)
対象区域	主として市街地	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農業集落	漁業依存度が高く今後とも漁業の振興を図ることが適当であると認められる区域	下水道事業計画区域外	特になし
対象汚水	生活雑排水 し尿 工場・事業場排水	生活雑排水 し尿	生活雑排水 し尿	生活雑排水 し尿	生活雑排水 し尿
法令	下水道法	浄化槽法	浄化槽法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 浄化槽法	浄化槽法

5-2 農業集落排水施設・漁業集落排水施設等

農業集落排水施設は、13市町40地区で事業を実施し、漁業集落排水施設は、6市町11地区で事業を実施しています。

●農業集落排水施設

種別	市町名	地区名	供用開始
一般 36箇所	伊豆市	吉奈	H1
	静岡市	葛沢	H2
	伊豆市	佐野・雲金	H3
	御前崎市	佐倉	H3
	静岡市	有東木	H4
	御前崎市	忍沢	H4
	静岡市	布沢・土	H6
	御前崎市	下朝比奈	H6
	浜松市	上市場	H7
	伊豆市	門野原	H7
	静岡市	坂ノ上	H8
	藤枝市	蔵田	H8
	牧之原市	笠名	H8
	浜松市	両島	H9
	伊豆市	冷川	H9
	函南町	田代	H10
	御前崎市	上朝比奈	H11
	浜松市	都田	H13
	富士宮市	上長貫	H13
	掛川市	日坂	H13
	静岡市	日向	H14
	磐田市	西島	H14
	藤枝市	市之瀬	H14
	袋井市	大日	H14
	浜松市	落合・石神	H15
	御前崎市	比木	H15
	掛川市	土方	H16
	御殿場市	清後・山之尻	H17
	御前崎市	新野	H17
	磐田市	敷地	H19
掛川市	上内田	H19	
静岡市	大原	H20	
静岡市	油山	H21	
藤枝市	葉梨西北	H21	
静岡市	俵沢	H22	
静岡市	富厚里	H27	
モデル 3箇所	松崎町	石部	H3
	藤枝市	村良	H3
	伊豆市	日向加殿田代	H6
県単 2箇所	静岡市	善福寺	H3
	静岡市	平野	H5

●漁業集落排水施設

市町名	漁港名（地区名）	完成
西伊豆町	安良里	S63
松崎町	岩地	H1
下田市	田牛	H7
南伊豆町	妻良（子浦）	H8
松崎町	雲見	H8
沼津市	井田	H10
南伊豆町	三坂（中木）	H13
南伊豆町	妻良（妻良）	H20
熱海市	初島	H20

●コミュニティ・プラント

市町名	施設名	使用開始
沼津市	沼津市江梨浄化センター	S47
伊東市	伊東市川奈奥水無田汚水処理場	S45
伊東市	伊東市川奈地域汚水処理施設	S49
富士市	中野台下水処理施設	H16
御殿場市	富士見原住宅団地コミュニティプラント	H12
島田市	伊太住宅団地第一汚水処理場	S47
島田市	月坂住宅団地汚水処理場	S52
島田市	伊太住宅団地第二汚水処理場	S53
焼津市	焼津市坂本団地地下水処理場	S46
焼津市	焼津市田尻団地地下水処理場	S45
藤枝市	田園団地汚水処理施設	H7
掛川市	葛ヶ丘団地汚水処理施設	S51
掛川市	大坪台団地汚水処理施設	H7
菊川市	平尾下水処理場	H7
菊川市	奥の谷地域し尿処理施設	S60

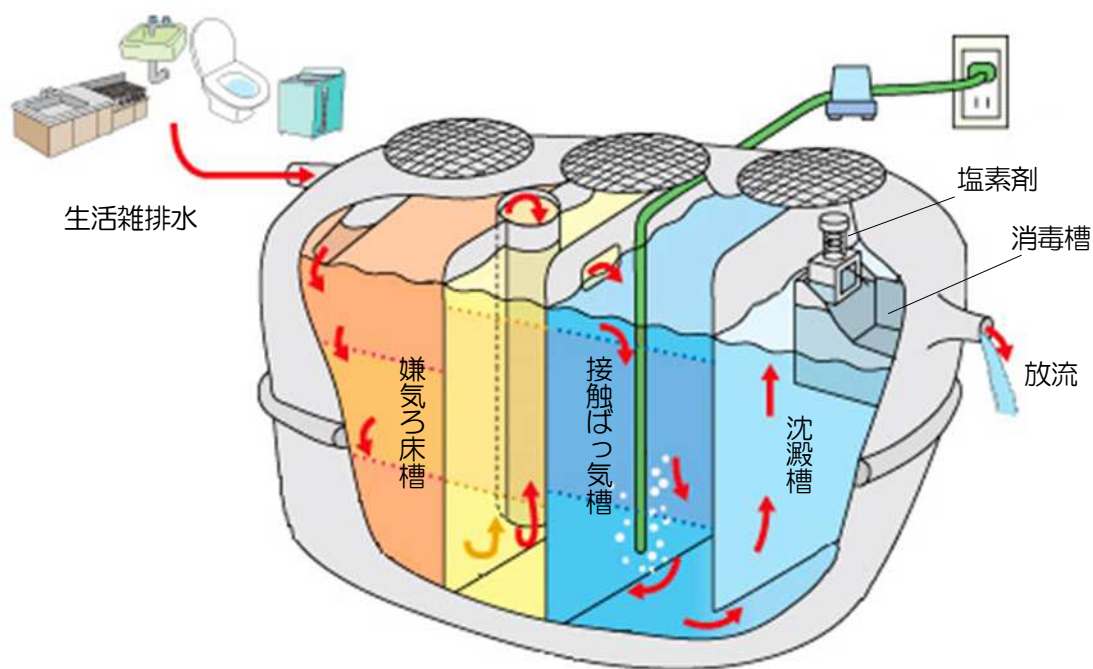
5-3 合併処理浄化槽

浄化槽は戸別に設置して微生物の働きにより汚水を浄化する装置で、「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」があります。

合併処理浄化槽・・・トイレの排水と生活雑排水(台所、風呂等の排水)を併せて処理する浄化槽
単独処理浄化槽・・・し尿のみを処理する浄化槽

平成13年4月から単独処理浄化槽の新設は禁止され、既設の単独処理浄化槽については、下水道等の計画が無い地区に設置されている場合は、合併処理浄化槽への転換を図る努力が求められています。また、令和2年4月からは、特定既存単独処理浄化槽(老朽化等により、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既設の単独処理浄化槽)に対しては、都道府県知事が指導・勧告等を行えるようになったため、合併処理浄化槽へのより一層の転換が求められることとなります。

○ 合併処理浄化槽の構造(建築基準法により構造等が定められています。)



嫌気ろ床槽・・・汚水中の固形物を取り除くとともに、嫌気性微生物が有機物を分解します
接触ばっ気槽・・・ブローで空気を送り込み、好気性微生物により、さらに有機物を分解します
沈澱槽・・・汚水を浄化した微生物の固まりは汚泥となって沈澱します
消毒槽・・・塩素剤で消毒し、きれいになった処理水を放流します

○ 市町村設置型浄化槽

浄化槽は通常個人が設置し、維持管理を行います。市町村設置型浄化槽は市町村が主体となって個人からの分担金により浄化槽を設置し、使用料金により維持管理を実施します。

静岡県内では現在、御殿場市が整備事業を実施しています。

浄化槽の維持管理

浄化槽の機能を十分発揮するためには、適正な施工と維持管理が必要です。このため、浄化槽法により、検査・点検及び清掃が義務付けられています。

○ 法定検査

法定検査とは浄化槽法に定められた検査で、浄化槽設備の施工や維持管理が適正かを判断するため行います。静岡県では県知事が指定した(一財)静岡県生活科学検査センターにて行っています。

法定検査(2種類)

7条検査	浄化槽設置後の検査 浄化槽使用開始後、3～8ヶ月の間に1回
11条検査	定期検査 7条検査を行った翌年から毎年1回

検査内容

外観検査	設置状況・消毒実施状況・蚊ハエ等発生状況・悪臭発生状況
水質検査	水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO)・透視度・残留塩素濃度・BOD [※]
書類検査	設置者が保存している保守点検記録・清掃記録(3年間保存)

※BODとは水の中の汚れ(有機物)がどれくらいあるかを示すものです。

検査手数料

浄化槽の規模	～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～300人槽	301人槽～
7条検査	11,500円	11,500円	14,500円	18,000円	19,500円	21,500円
11条検査	5,800円	6,500円	9,500円	13,000円	15,000円	17,000円
(口座振替)	5,300円	6,000円	9,000円	12,500円	14,500円	16,500円

○ 保守点検

保守点検とは浄化槽の運転状況の点検や各設備の調整、修理のほか、消毒剤の補充を行います。保守点検は県知事(政令市は市長)の登録を受けた浄化槽保守点検業者が実施します。

保守点検回数

処理方式		浄化槽の種類	頻度
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式	処理対象人員20人以下	4ヶ月に1回以上
	嫌気ろ床接触ばっ気方式	" 21人～50人	3ヶ月に1回以上
	脱窒ろ床接触ばっ気方式		
	活性汚泥方式	指定なし	1週間に1回以上
	回転板接触方式	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	接触ばっ気方式	②スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(①を除く)	2週間に1回以上
	散水ろ床方式	①及び②に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3ヶ月に1回以上
単独処理浄化槽		各種	1～6ヶ月に1回以上

○ 清掃

清掃は浄化槽内にたまった汚泥やスカムなどを引き抜き、浄化槽の中を掃除する作業です。引き抜いた汚泥はし尿処理センターにて処理します。清掃は市町の許可を受けた業者が行い、年1回行うことが義務付けられています。

Ⅲ その他

第6章 資料編

第6章 資料編

6-1 汚水処理人口普及率

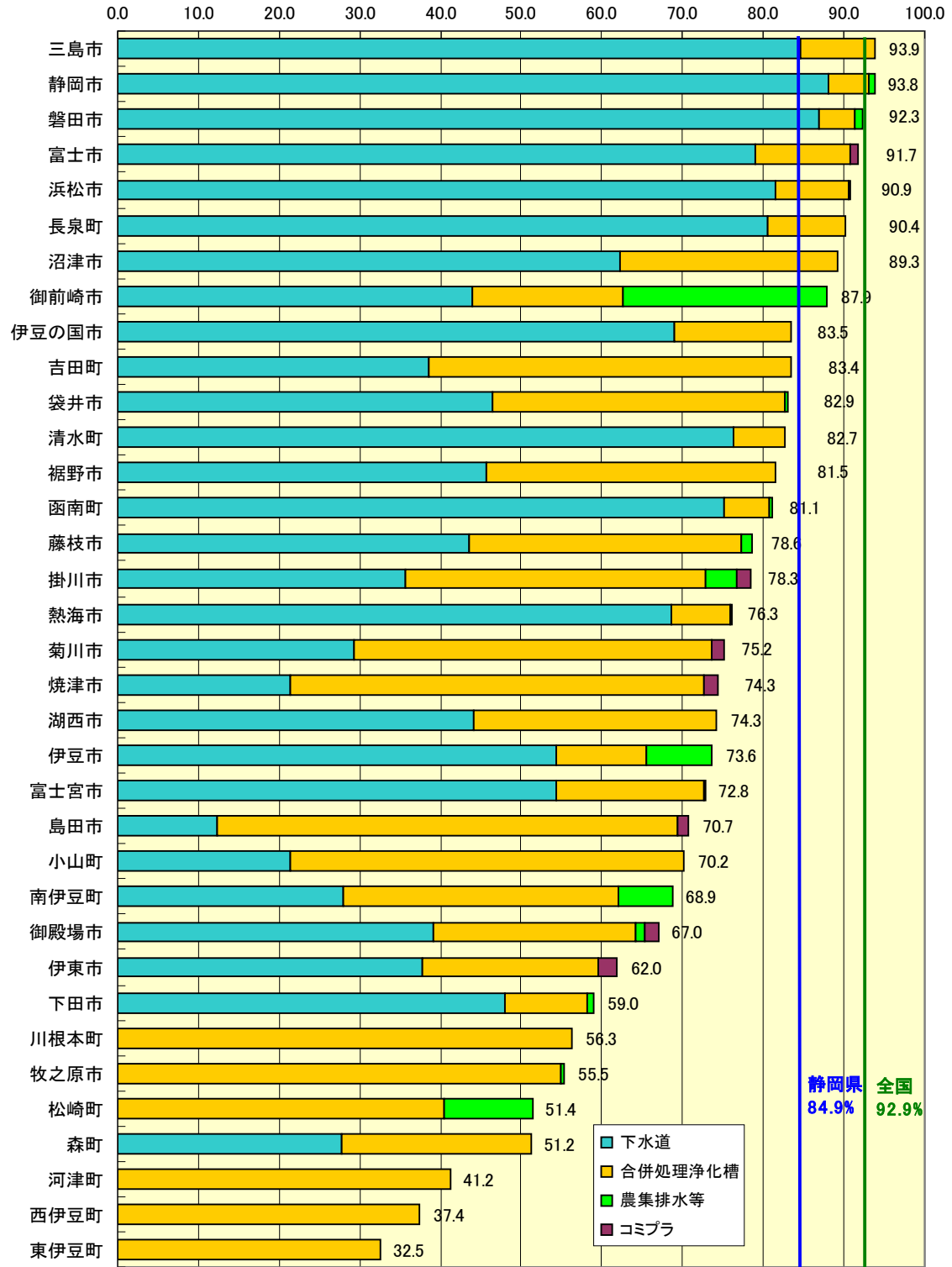
本県の令和4年度末における汚水処理人口普及率は84.9%であり、前年度末の84.3%に比べて0.6%上昇しました。しかしながら、全国平均の92.9%よりも低い(全国47都道府県中36位)状況となっています。

令和4年度末静岡県における地区別汚水処理人口普及率

市町名	人口 (人)	人口 (千人)	汚水(合計)			下水道		農業集落排水等		合併処理浄化槽		コミュニティ・プラント		
			処理人口 (千人)	普及率 (%)	普及率 順位	処理人口 (千人)	普及率 (%)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	
静岡市	680,913	681	639	93.8	2	600	88.1	4	0.6	35	5.1	0	0.0	
浜松市	790,580	791	718	90.9	5	644	81.5	2	0.2	72	9.2	0	0.0	
伊豆地区	熱海市	34,301	34	26	76.3	17	24	68.6	0	0.3	3	7.3	0	0.0
	伊東市	65,927	66	41	62.0	27	25	37.8	0	0.0	14	21.7	2	2.4
	下田市	19,963	20	12	59.0	28	10	47.9	0	0.8	2	10.3	0	0.0
	東伊豆町	11,352	11	4	32.5	35	0	0.0	0	0.0	4	32.5	0	0.0
	河津町	6,625	7	3	41.2	33	0	0.0	0	0.0	3	41.2	0	0.0
	南伊豆町	7,652	8	5	68.9	25	2	28.0	1	6.7	3	34.1	0	0.0
	松崎町	5,925	6	3	51.4	31	0	0.0	1	10.9	2	40.5	0	0.0
	西伊豆町	6,989	7	3	37.4	34	0	0.0	0	0.0	3	37.4	0	0.0
計	158,734	159	96	60.6		60	37.9	1	0.9	33	20.7	2	1.0	
東部地区	沼津市	188,613	189	168	89.3	7	117	62.3	0	0.0	51	26.9	0	0.1
	三島市	106,740	107	100	93.9	1	90	84.7	0	0.0	10	9.2	0	0.0
	富士宮市	128,706	129	94	72.8	22	70	54.4	0	0.1	24	18.3	0	0.0
	富士市	248,368	248	228	91.7	4	197	79.1	0	0.0	29	11.8	2	0.8
	御殿場市	84,525	85	57	67.0	26	33	39.2	1	1.3	21	24.9	1	1.6
	裾野市	49,410	49	40	81.5	13	23	45.7	0	0.0	18	35.8	0	0.0
	伊豆市	28,597	29	21	73.6	21	16	54.4	2	8.1	3	11.2	0	0.0
	伊豆の國市	47,046	47	39	83.5	9	33	69.1	0	0.0	7	14.4	0	0.0
	函南町	36,882	37	30	81.1	14	28	75.2	0	0.3	2	5.6	0	0.0
	清水町	31,748	32	26	82.7	12	24	76.4	0	0.0	2	6.3	0	0.0
	長泉町	43,268	43	39	90.4	6	35	80.6	0	0.0	4	9.7	0	0.0
小山町	17,359	17	12	70.2	24	4	21.4	0	0.0	8	48.8	0	0.0	
計	1,011,262	1,011	855	84.5		669	66.1	4	0.4	179	17.7	3	0.3	
中部地区	島田市	96,130	96	68	70.7	23	12	12.2	0	0.0	55	57.1	1	1.5
	焼津市	136,623	137	102	74.3	19	29	21.3	0	0.0	70	51.3	2	1.8
	藤枝市	141,857	142	111	78.6	15	62	43.6	2	1.3	48	33.7	0	0.1
	牧之原市	43,284	43	24	55.5	30	0	0.0	0	0.4	24	55.0	0	0.0
	吉田町	29,217	29	24	83.4	10	11	38.6	0	0.0	13	44.8	0	0.0
	川根本町	6,030	6	3	56.3	29	0	0.0	0	0.0	3	56.3	0	0.0
計	453,141	453	333	73.4		114	25.1	2	0.4	213	47.0	4	0.9	
西部地区	磐田市	167,375	167	155	92.3	3	146	87.0	2	1.0	7	4.3	0	0.0
	掛川市	115,589	116	91	78.3	16	41	35.6	4	3.8	43	37.3	2	1.7
	袋井市	88,278	88	73	82.9	11	41	46.5	0	0.3	32	36.2	0	0.0
	湖西市	58,230	58	43	74.3	19	26	44.1	0	0.0	18	30.2	0	0.0
	菊川市	47,582	48	36	75.2	18	14	29.3	0	0.0	21	44.4	1	1.5
	御前崎市	30,547	31	27	87.9	8	13	43.9	8	25.3	6	18.7	0	0.0
	森町	17,340	17	9	51.2	32	5	27.7	0	0.0	4	23.5	0	0.0
計	524,941	525	433	82.5		286	54.4	14	2.7	131	24.9	3	0.5	
県計	3,619,571	3,620	3,074	84.9	36	2,373	65.5	27	0.8	663	18.3	12	0.3	
全国計	125,065,200	125,065	116,240	92.9		101,280	81.0	3,016	2.4	11,784	9.4	160	0.1	

※「農業集落排水等」は「農業集落排水」と「漁業集落排水」の合計とした。

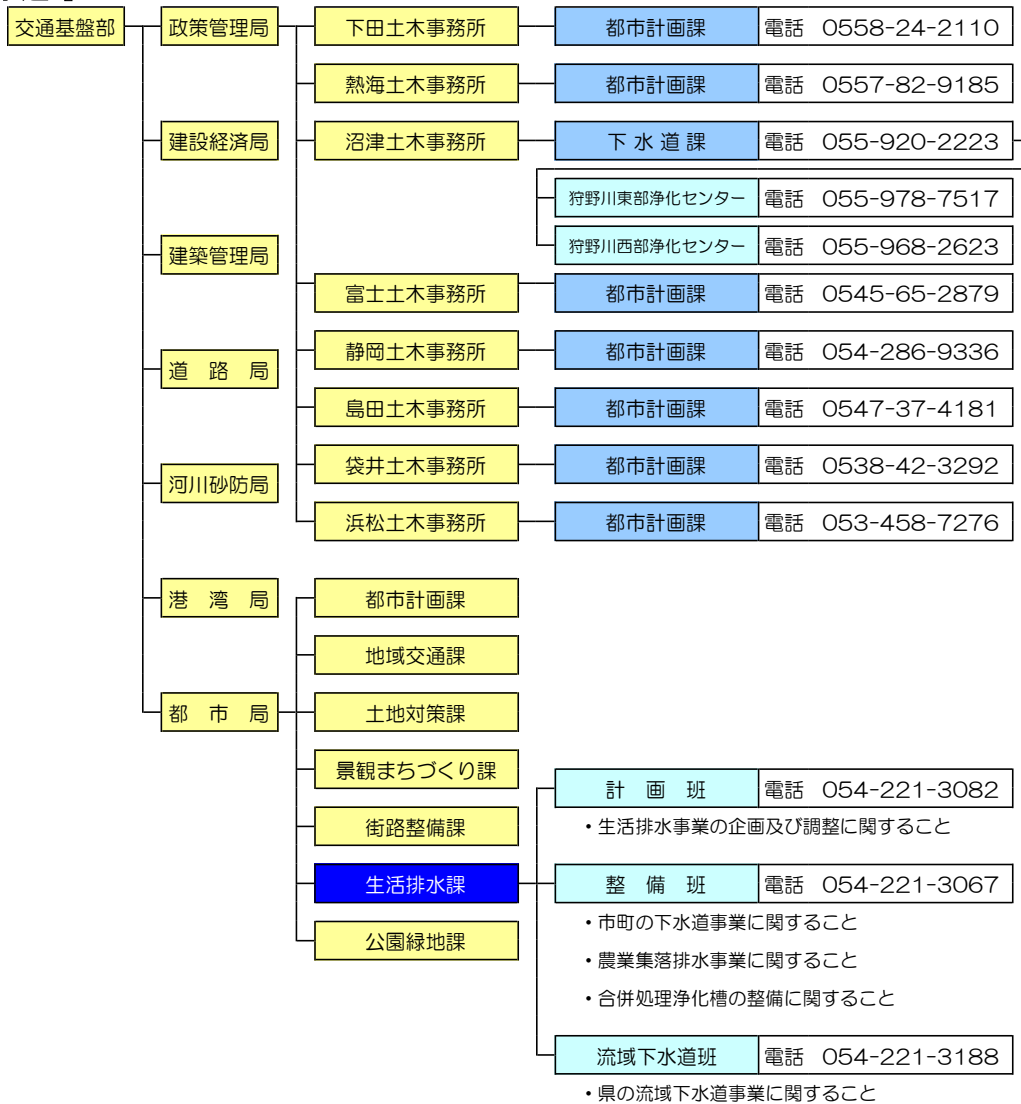
令和4年度 汚水処理人口普及率



6-2 連絡先一覧

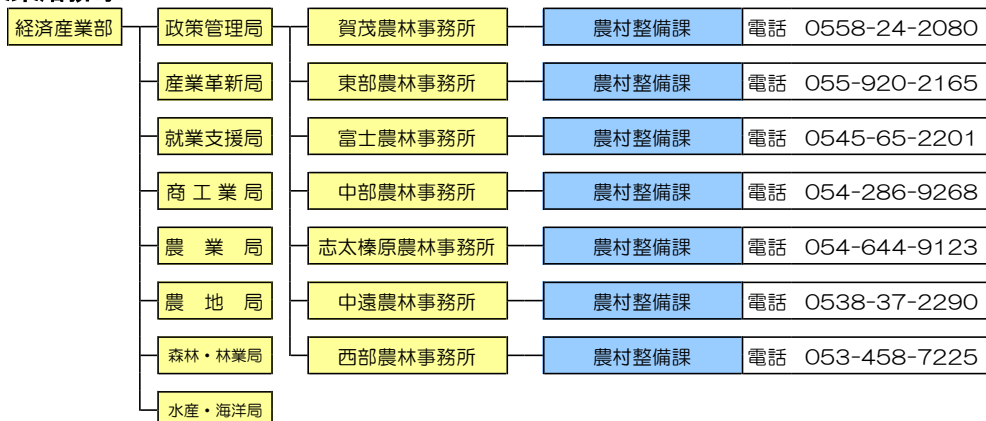
(1) 県の機構

[下水道]

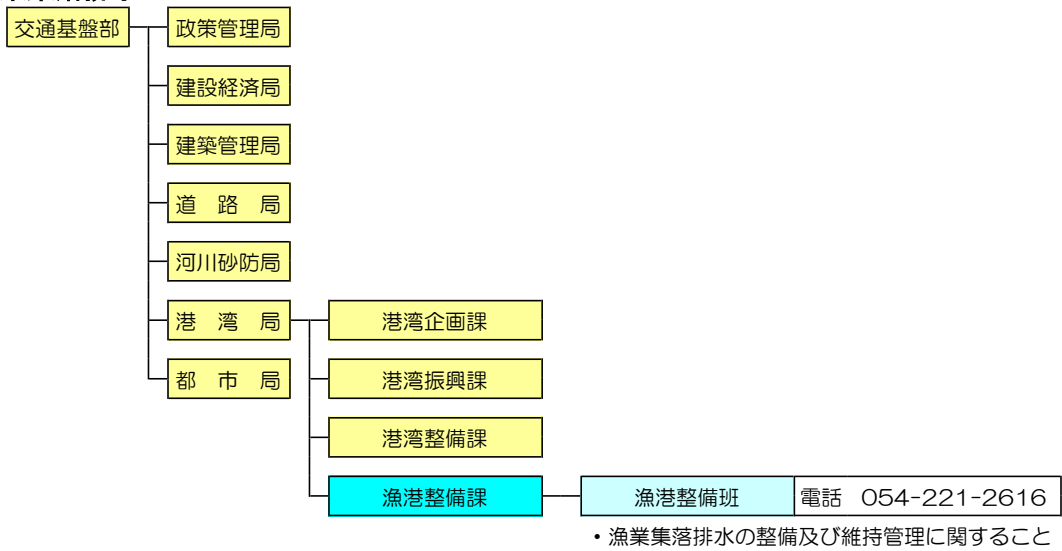


[その他]

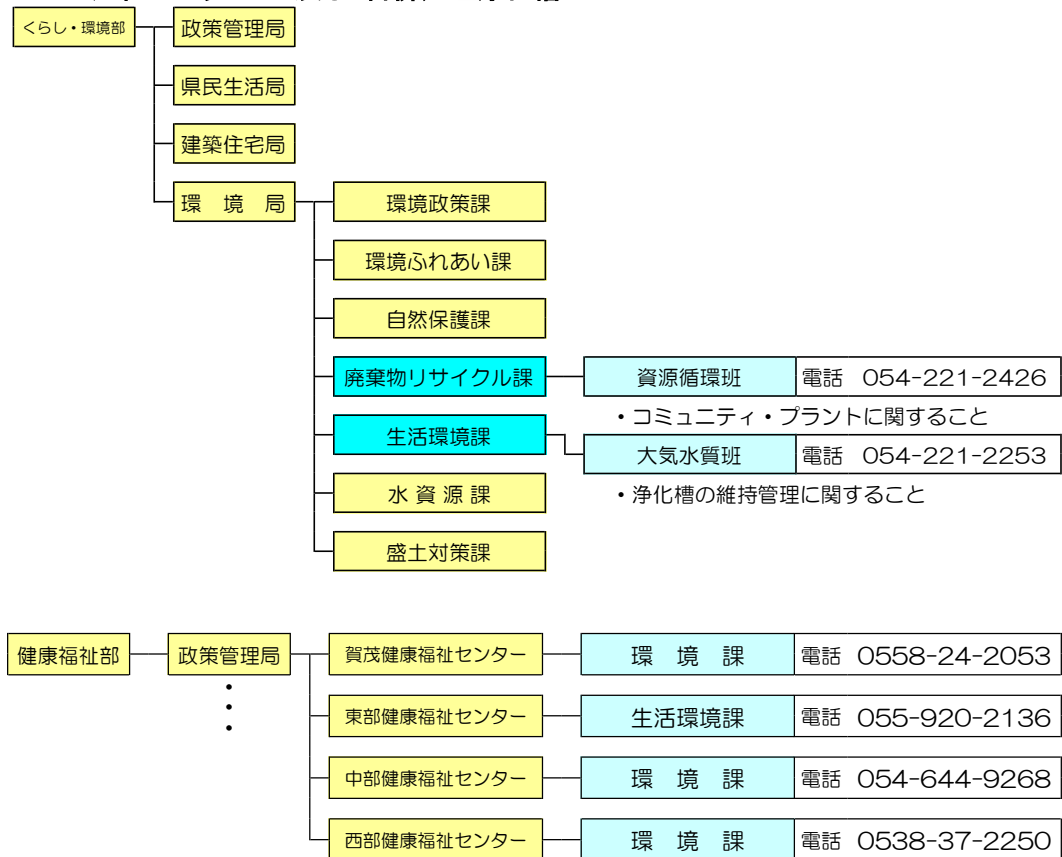
～ 農業集落排水 ～



～ 漁業集落排水 ～



～ コミュニティ・プラント 及び 合併処理浄化槽 ～



(2) 市町の機構

(令和5年度)

所管	コード	市町名	区分	担当課名	電話番号	FAX番号	FAX所在地	
下田土木管内	22219	下田市	下水道	上下水道課	0558-22-1200	0558-23-3754	上下水道課	
			浄化槽	環境対策課	0558-22-2213	0558-22-2287	環境対策課	
			都市下水路	上下水道課	0558-22-1200	0558-23-3754	上下水道課	
	22301	東伊豆町	下水道	建設整備課	0557-95-6303	0557-95-0122	本庁3階	
			都市下水路					
			農集排					
	22302	河津町	浄化槽	住民福祉課	0557-95-6203	0557-95-3896	本庁2階	
			浄化槽	町民生活課	0558-34-1932	0558-34-1404	庁舎1階	
			農集排	産業振興課	0558-34-1946			
	22304	南伊豆町	都市下水路	町民生活課	0558-34-1932	0558-62-6270	0558-63-0018	地域整備課
			下水道	生活環境課	0558-62-6270			
			浄化槽					
	22305	松崎町	下水道	企画観光課	0558-42-3964	0558-42-3183	本庁2階	
			浄化槽	生活環境課	0558-42-3969	0558-42-3184	本庁1階	
農集排								
漁集排								
22306	西伊豆町	下水道	環境課	0558-53-1408	0558-53-1803	事務所内		
		浄化槽	産業建設課	0558-55-0212	0558-54-6004	事務所内		
		農集排						
熱海土木管内	22205	熱海市	下水道	公営企業部 下水道課	0557-86-6525	0557-86-6527	下水道課	
			浄化槽	市民生活部 協働環境課	0557-82-1153	0557-82-5371	環境センター	
			漁集排					
	22208	伊東市	下水道	上下水道部 下水道課	0557-32-1822	0557-37-0700	下水道課	
			浄化槽	市民部 環境課	0557-32-1821			0557-32-1374
都市下水路	上下水道部 下水道課	0557-32-1374	0557-38-3088	環境課				
	上下水道部 下水道課	0557-32-1822	0557-37-0700	下水道課				
沼津土木管内	22203	沼津市	下水道	水道部 下水道整備課	055-934-4864	055-934-0569	水道部庁舎2階	
			農集排					
			都市下水路					建設部 河川課
	22206	三島市	浄化槽	都市基盤部 生活排水対策室	055-983-2662	055-976-6160	中央町別館3階	
			浄化槽					
			都市下水路					
	22215	御殿場市	下水道(汚水)	環境市民部 下水道課	0550-82-4223	0550-84-5113	下水道課	
			浄化槽					
			農集排					
	都市下水路	都市建設部 管理維持課	0550-82-4223	0550-84-6470	管理維持課			
		道路河川課	0550-82-4221					
		22220	裾野市	下水道	水道部 上下水道工務課	055-995-1835	055-995-1897	本庁2階
	浄化槽			環境市民部 生活環境課	055-955-1816	055-992-4447	本庁1階	
	農集排			産業振興部 農林振興課	055-995-1823	055-995-1864	本庁2階	
	都市下水路			建設部 建設課	055-995-1855	055-993-6318	本庁2階	
	22222	伊豆市	下水道	建設部 上下水道課	0558-83-3901	0558-75-7177	上下水道課	
			農集排					
	浄化槽	市民部 環境衛生課	0558-72-9857	0558-72-9899	環境衛生課			
22225	伊豆の国市	下水道	都市整備部 下水道課	055-948-2920	055-948-4031	別館1階		
		都市下水路	市民環境部 廃棄物対策課	0558-76-8001	0558-76-5499	大仁庁舎1階		
22325	函南町	浄化槽	建設経済部 上下水道課	055-979-8119	055-979-4593	上下水道課		
		都市下水路						
		浄化槽						
22341	清水町	農集排	都市計画課	055-981-8222	055-973-1809	庁舎別館2階		
		下水道						
		都市下水路					055-981-8232	
浄化槽	くらし安全課	055-981-8216	055-973-1711	庁舎3階				

所管	コード	市町名	区分	担当課名		電話番号	FAX番号	FAX所在地
沼津土木管内	22342	長 泉 町	下水道	都市環境部門	上下水道課	055-989-5524	055-989-5997	上下水道サービスセンター
			浄化槽		くらし環境課	055-989-5514	055-986-5905	行政課
			農集排		産業振興課	055-989-5516	055-989-5564	産業振興課
	22344	小 山 町	下水道	都市基盤部	上下水道課	0550-76-6125	0550-76-6050	本庁2階
			浄化槽	住民福祉部	くらし環境課	0550-76-6130	0550-76-4770	本庁1階
富士土木管内	22207	富 士 宮 市	下水道(汚水)	水道部	下水道課	0544-22-1174	0544-22-1208	本庁5階
			下水道(雨水)	都市整備部	河川課	0544-22-1241		
			都市下水路		水道部	下水道課		
			浄化槽					
	22210	富 士 市	下水道	上下水道部	下水道建設課	0545-67-2840	0545-67-2895	富士総合庁舎6階
			浄化槽		生活排水対策課	0545-67-2850	0545-67-2897	
			都市下水路	建設部	河川課	0545-55-2834	0545-51-0360	消防防災庁舎5階
島田土木管内	22209	島 田 市	下水道(汚水)	都市基盤部	下水道課	0547-35-7720	0547-35-7410	(島田浄化センター)下水道課
			浄化槽			0547-45-3358	0547-45-3386	島田市クリーンセンター
			下水道(雨水)		建設課	0547-36-7186	0547-37-8200	本庁2階
			都市下水路		産業経済部	農林整備課	0547-36-7170	0547-37-8200
	22212	焼 津 市	下水道	上下水道部	下水道課	054-624-8300	054-624-8305	水道庁舎
			浄化槽	上下水道部	下水道課	054-628-7408	054-626-1762	小屋敷環境管理センター
	22214	藤 枝 市	都市下水路	建設部	河川課	054-626-2173	054-626-9416	本庁舎5階
			下水道	環境水道部	下水道課	054-644-8187	054-643-3580	(藤枝市浄化センター)下水道課
			浄化槽			054-644-8186		
			農集排			054-644-8185		
	都市下水路	都市建設部	基盤整備局河川課			054-643-3516		
	22429	川 根 本 町	下水道(窓口)	くらし環境課		0547-56-2236	0547-56-1117	本庁1階
			浄化槽					
	22226	牧 之 原 市	下水道	建設部	都市住宅課	0548-53-2633	0548-52-3772	相良庁舎2階
都市下水路			市民生活部	環境課	0548-53-2609	0548-53-2889	相良庁舎1階	
浄化槽			産業経済部	農林水産課	0548-53-2618	0548-52-3772	相良庁舎2階	
22424	吉 田 町	下水道	上下水道課		0548-33-1100	0548-33-0362	庁舎2階	
		浄化槽						
袋井土木管内	22211	磐 田 市	下水道(汚水)	環境水道部	上下水道工事課	0538-58-3287	0538-58-3271	福田支所2階
			農集排			0538-58-3281		
			浄化槽		上下水道総務課	0538-58-3086		
	22213	掛 川 市	下水道(雨水)	建設部	道路河川課	0538-37-4993	0538-32-3948	西庁舎2階
			都市下水路					
	22216	袋 井 市	下水道(汚水)	上下水道部	下水道課	0537-21-1170	0537-21-1220	(掛川浄化センター)下水道課
			浄化槽					
			農集排					
			下水道(雨水)					
	22223	御 前 崎 市	都市下水路	都市建設部	土木防災課	0537-21-1153	0537-21-1165	本庁3階
			下水道(汚水)	環境水道部	上下水道課	0538-84-6082	0538-84-6083	本庁3階
	農集排	(設置)上下水道課	0538-84-6081					
		浄化槽	都市建設部	(管理)廃棄物対策課	0538-84-6057	0538-44-3185	本庁2階	
		下水道(雨水)	都市建設部	土木防災課	0538-44-3166	0538-42-3367	本庁3階	
		都市下水路	市民生活部	上下水道課	0537-85-1126	0537-85-1150	上下水道課	
		下水道	建設経済部	建設課	0537-85-1122	0537-85-1145	建設課	
		浄化槽						
		農集排						
		都市下水路						

所管	コード	市町名	区分	担当課名		電話番号	FAX番号	FAX所在地			
袋井内土木	22224	菊川市	下水道	生活環境部	下水道課	0537-35-0945	0537-37-1505	(菊川浄化センター) 下水道課			
			浄化槽			0537-35-0933					
			農集排	建設経済部	農林課	0537-35-0940			0537-35-2114	(庁舎3F)農林課	
	都市下水路	都市計画課	0537-35-0931			0537-35-2115	(庁舎3F)建設課				
	22461	森町	下水道	上下水道課		0538-85-6327	0538-85-6339	本庁1階			
			浄化槽	住民生活課		0538-85-6314	0538-85-6311	別館1階			
都市下水路			建設課		0538-85-6322	0538-85-4419	別館2階				
浜松内土木	22221	湖西市	下水道	環境部	下水道課	053-574-2211	053-576-3133	下水道課			
			浄化槽			053-574-2212					
			都市下水路	都市整備部	土木課	053-576-4545			053-576-1897	土木課	
-	22100	静岡市	下水道(汚水)	上下水道局 下水道部	下水道計画課	054-270-9214	054-270-9216	下水道計画課			
			下水道(雨水)			054-270-9215					
			都市下水路	環境局	廃棄物対策課	054-221-1264	054-221-1564	廃棄物対策課			
			浄化槽			経済局 農林水産部	農地整備課	054-354-2333	054-354-2069	農地整備課	
農集排											
-	22130	浜松市	下水道(汚水)	上下水道部	下水道工事課	053-474-7514	-	下水道工事課			
			下水道(雨水)								
			都市下水路			お客さまサービス課			053-474-7915	053-474-8009	お客さまサービス課
			浄化槽								
農集排	天竜上下水道課	053-922-0038	053-922-0039	天竜上下水道課							

【下水道関連】

下田土木事務所	都市計画課	TEL 0558-24-2110	富士土木事務所	都市計画課	TEL 0545-65-2898
熱海土木事務所	都市計画課	TEL 0557-82-9185	静岡土木事務所	都市計画課	TEL 054-286-9336
沼津土木事務所	下水道課	TEL 055-920-2223	島田土木事務所	都市計画課	TEL 0547-37-4181
狩野川東部浄化センター		TEL 055-978-7517	袋井土木事務所	都市計画課	TEL 0538-42-3292
狩野川西部浄化センター		TEL 055-968-2623	浜松土木事務所	都市計画課	TEL 053-458-7276

【農業集落排水関連】

賀茂農林事務所	農村整備課	TEL 0558-24-2080	志太榛原農林事務所	農村整備課	TEL 054-644-9123
東部農林事務所	農村整備課	TEL 055-920-2165	中遠農林事務所	農村整備課	TEL 0538-37-2290
富士農林事務所	農村整備課	TEL 0545-65-2201	西部農林事務所	農村整備課	TEL 053-458-7225
中部農林事務所	農村整備課	TEL 054-286-9268			

【浄化槽関連】

賀茂健康福祉センター	環境課	TEL 0558-24-2053	中部健康福祉センター	環境課	TEL 054-644-9268
東部健康福祉センター	生活環境課	TEL 055-920-2136	西部健康福祉センター	環境課	TEL 0538-37-2250

【日本下水道事業団】

静岡事務所 TEL 054-221-5611 FAX 054-221-5612

6-3 災害時支援体制(下水道)

静岡県では、将来発生が予想される東海地震等の大規模災害から県民の生命、身体及び財産を保全するため、「静岡県下水道防災計画」を平成 29 年 4 月に策定しました。

この計画は、地震が発生する前の対策や地震が発生した後の対策として、下水道防災関係機関相互の協力体制の整備や資機材の整備等の方針を定め、下水道施設の被災予防や迅速な復旧対策を行うことを目的としています。

また、県内及び他の自治体の下水道施設が災害により被害を受け、被災した自治体独自では対応できない場合に備え、県は各関係団体と「下水道支援に関するルール」を定め、広域的な下水道事業関係間の支援体制を整えています。

- 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

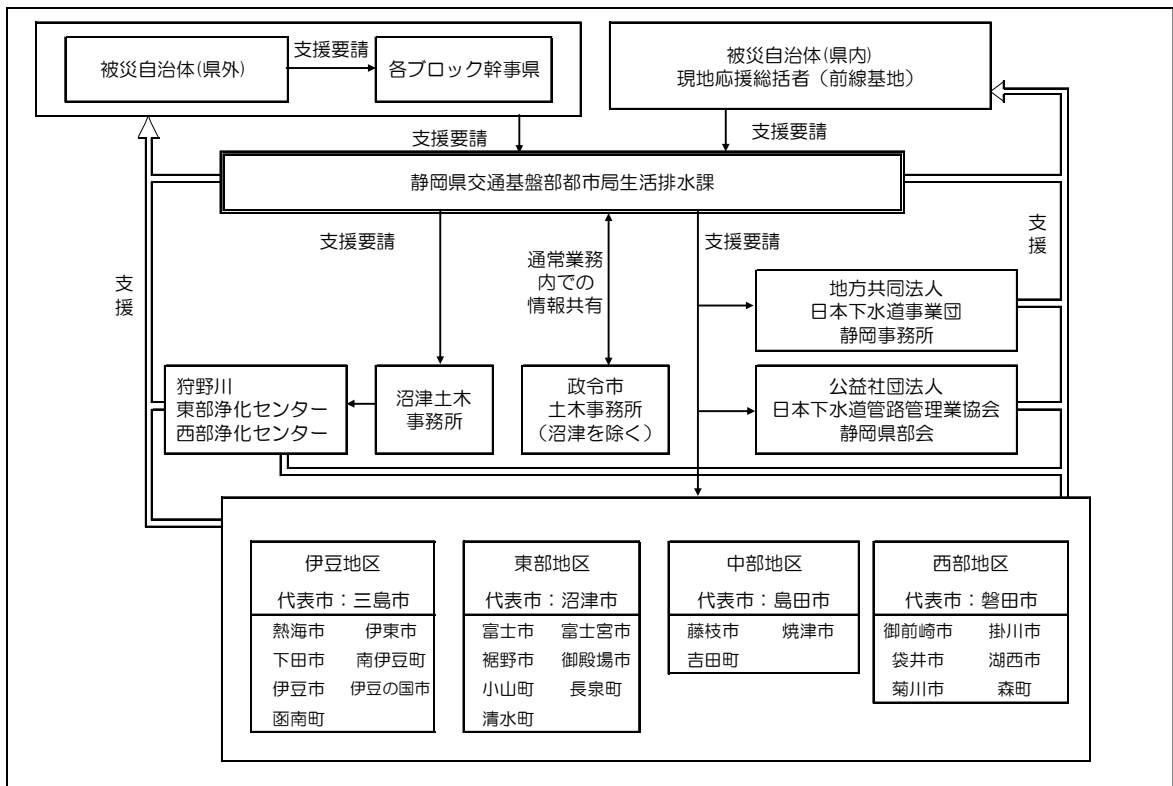
(策定：平成 20 年 7 月 15 日，最終改正：令和 4 年 11 月 1 日)

10 県 4 市（新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、名古屋市、新潟市、静岡市、浜松市）における下水道災害時の相互支援に関するルール

- 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

(策定：平成 20 年 8 月 1 日，最終改正：平成 30 年 4 月 2 日)

1 都 9 県 8 市（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、川口市、八王子市、横須賀市）における下水道災害時の支援に関するルール



静岡県と(公社)日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会とは、静岡県地震対策推進条例に基づき、下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速にするため、「災害時における応急対策業務に関する協定」を平成 15 年に締結しています。

6-4 協議会等

静岡県生活排水処理事業連絡調整協議会

生活排水処理事業の円滑な執行を図ることを目的として、各事業の担当課で連絡調整を行っています。

事業名	補助金所管課	所管法	法所管課	管理主体
公共下水道事業	交通基盤部都市局生活排水課	下水道法	交通基盤部都市局生活排水課	市町
農業集落排水事業	交通基盤部都市局生活排水課	浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	市町・組合
漁業集落排水事業	交通基盤部港湾局漁港整備課	浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	市町・組合
コミュニティ・プラント整備事業	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課	市町・組合
		浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	
合併処理浄化槽設置整備事業	交通基盤部都市局生活排水課	浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	市町・個人

静岡県下水道防災連絡会議

静岡県下水道防災計画をはじめ、本県下水道の防災に関する事項について協議するため、県、市町、(地方共同)日本下水道事業団及び(公社)日本下水道管路管理業協会で構成されています。

流域下水道事業推進協議会

静岡県が施行する流域下水道事業の実施に関し、この事業の推進に関する事務の管理及び執行について各関係市町が相互に連絡調整を図ることを目的としています。

狩野川流域下水道東部処理区事業推進協議会と狩野川流域下水道西部処理区事業推進協議会があります。

6-5 下水道法

下水道事業は、下水道法の規定に基づいて進められています。

規定事項	公共下水道	流域下水道	雨水流域下水道	都市下水路
管理	第3条	第25条の22	第25条の22	第26条
事業計画の策定	第4条	第25条の23	第25条の23	-
事業計画に定めるべき事項	第5条	第25条の24	第25条の24	-
事業計画の要件	第6条	第25条の25	第25条の25	-
構造の基準	第7条	第25条の30	第25条の30	-
放流水の水質の基準	第8条	第25条の30	第25条の30	-
供用開始の公示等	第9条	-	-	-
供用開始の通知等	-	第25条の26	第25条の26	-
排水設備の設置等	第10条	-	-	-
排水に関する受忍義務等	第11条	-	-	-
使用開始等の届出	第11条の2	第25条の30	-	-
水洗便所への改造義務等	第11条の3	-	-	-
除害施設の設置等	第12条	第25条の30	-	-
特定事業場からの下水の排除の制限	第12条の2	第25条の30	-	-
特定施設の設置等の届出	第12条の3	第25条の30	-	-
特定施設の構造等の変更の届出	第12条の4	第25条の30	-	-
計画変更命令	第12条の5	第25条の30	-	-
実施の制限	第12条の6	第25条の30	-	-
氏名の変更等の届出	第12条の7	第25条の30	-	-
承継	第12条の8	第25条の30	-	-
事故時の措置	第12条の9	第25条の30	-	-
流域下水道管理者への通知	第12条の10	-	-	-
除害施設の設置等	第12条の11	第25条の30	-	-
水質の測定義務等	第12条の12	第25条の30	-	-
排水設備等の検査	第13条	第25条の30	-	-
使用制限	第14条	第25条の27	-	-
原因調査の要請等	-	第25条の28	-	-
他の施設等の設置の制限	-	第25条の29	-	-
兼用工作物の工事	第15条	第25条の30	第25条の30	第31条
公共下水道管理者以外の行う工事等	第16条	第25条の30	第25条の30	第31条
兼用工作物の費用	第17条	第25条の30	第25条の30	第31条
損傷負担金	第18条	第25条の30	第25条の30	第31条
汚濁原因者負担金	第18条の2	第25条の30	-	-
工事負担金	第19条	-	-	-
使用料	第20条	-	-	-
放流水の水質検査等	第21条	第25条の30	第25条の30	-
発生汚泥等の処理	第21条の2	第25条の30	-	-
設計者等の資格	第22条	第25条の30	第25条の30	-
下水道台帳	第23条	第25条の30	第25条の30	第31条
行為の制限等	第24条	-	-	第29条
条例で規定する事項	第25条	第25条の30	第25条の30	第31条
指定	-	-	-	第27条
管理の基準等	-	-	-	第28条
特定排水施設の構造	-	-	-	第30条

6-6 公共用水域の水質保全

(1) 水質保全のための施策

ア 水質環境基準

環境基本法第16条第1項において、政府は人の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、水質の汚濁に係る環境上の条件について、維持されることが望ましい基準を環境基準として定めることを規定しています。

この規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準は「人の健康に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が定められています。

このうち健康項目については、全ての公共用水域に一律に適用され、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた類型を指定し、適用される基準です。

イ 排水基準

公共用水域の水質汚濁源としては、大別して、生活排水、工場排水、その他畜産排水等があげられます。

このうち、工場、事業所等からの排水については、水質汚濁防止法に基づき、健康項目及び生活環境項目に関して、全国一律に排水基準が定められ排出水の水質が規制されていますが、この「一律排水基準」では、良好な環境保全が困難な水域については、都道府県条例により一律排水基準より厳しい排水基準(「上乘せ排水基準」)を設定することができることとなっています。本県では、工場排水等で水質汚濁の進んだ田子の浦水域、浜名湖水域について昭和47年に上乘せ排水基準が設定され、昭和51年の伊豆水域及び天竜川水域の設定によって、県下のほぼ全域(13水域)にわたり上乘せ排水基準の設定が行われています。

下水道終末処理施設は、水質汚濁防止法により特定施設とされ、これらの排水基準の適用を受けることとなるため、下水道法により下水道を使用する事業場に対して、下水道への排除基準を定めています。

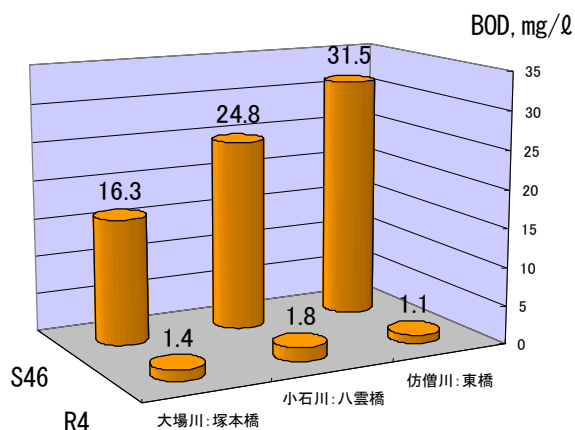
(2) 水質汚濁の現況

昭和40年代、公共用水域の水質汚濁が公害問題として表面化し、静岡県においても静岡県公害防止センターにより昭和46年から水質の調査及び監視が始められました。

現在では生活排水対策や産業排水対策が進み、BOD(生物化学的酸素要求量)を指標とした水質は調査開始時に比べ、大幅に改善されています。

BOD年間平均の変化

水域名	河川名	測定地点	S46 平均値	R4 平均値
狩野川水域	大場川	塚本橋	16.3	1.4
志太水域	小石川	八雲橋	24.8	1.8
太田川水域	仿僧川	東橋	31.5	1.1



主要測点の水質汚濁の経年変化

河川・湖沼（BOD・COD75%値）

水域名	環境基準設定 水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S51.1.1	八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	渚橋
	河津川	河津川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S51.1.1	館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S51.1.1	新下田橋
	青野川	青野川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H6.4.1	加畑橋
	白田川	白田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H9.4.1	しらなみ橋
鮎沢川 水域	鮎沢川	鮎沢川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S50.1.1	県境 竹のうえん堤
狩野川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S45.9.1	瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	徳倉橋 黒瀬橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H21.4.1見直し	蛇ヶ橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H2.4.1	出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	5年以内で可及的 速やかに達成	R4.4.1見直し	塚本橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	直ちに達成	H1.4.1	あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	5年以内で可及的 速やかに達成	H9.4.1見直し	黄瀬川橋
田子の浦 水域	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H16.5.1見直し	井出六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川 D BOD:8mg/L以下	直ちに達成	H11.4.1見直し	沼川新橋
	潤井川	潤井川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H18.4.1見直し	くすのき橋 前田橋
富士川 水域	富士川下流	身延橋(山梨県)より下流	河川 A BOD:2mg/L以下	5年以内で可及的 速やかに達成	S48.3.31	富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H1.4.1	横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H1.4.1	芝富橋
奥駿河湾 水域	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	3年	S47.8.1	浦安橋
	巴川	巴川の河口の左岸と右岸を結んだ直線 から上流の巴川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	S47.8.1	区境巴川橋 港橋
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H17.5.1見直し	牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H14.5.1見直し	浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	5年を超える期間で可 及的速やかに達成	H16.5.1	べったん橋

※ () 内数値は類型設定変更以前の数値

※ 赤字は環境基準の超過箇所

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.1	0.8	1.2	1.3	1.5	1.1	1.5	1.4	1.3	0.9	1.1	0.9	0.9	0.7	0.9	0.6
1.8	2.0	1.6	1.5	1.4	2.0	1.7	1.6	1.3	1.5	1.4	1.7	1.9	1.2	1.2	1.3	1.3	1.0	0.8	0.8	0.8
1.3	1.4	1.3	1.3	1.4	1.5	0.8	1.1	1.3	1.2	1.1	1.5	1.8	1.4	1.0	1.0	0.6	0.8	0.6	0.9	0.5
1.3	1.4	1.0	1.3	0.9	1.3	0.7	0.9	1.3	1.2	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	0.8	1.3	0.8	0.7	1.2
1.1	1.5	1.2	1.4	1.0	1.4	0.9	0.9	1.2	1.1	1.0	1.4	1.4	1.3	1.0	0.8	0.8	1.1	0.6	0.8	0.9
1.3	1.1	0.9	0.9	1.1	0.9	0.6	0.9	1.0	1.0	0.9	1.1	1.4	1.2	1.1	1.0	0.7	0.8	0.7	0.6	1.0
1.1	1.6	1.3	1.6	1.9	1.3	1.1	1.4	1.4	1.2	1.1	1.1	1.3	1.4	1.0	1.1	1.2	0.8	0.9	0.9	1.0
1.1	1.4	1.4	1.6	1.5	1.5	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.6	1.4	1.4	1.2	1.2	0.9	0.7	1.0	1.2
0.8	1.1	0.8	1.0	1.2	1.2	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8	<0.5	0.7	<0.5	0.8	0.6
1.0	1.1	0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.8	0.9	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(1.3)	(1.2)	(0.9)	(0.9)	(1.1)	(1.4)	(0.7)	1.0	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.9	1.0	0.7	0.7	<0.5	<0.5	0.6	0.7
(1.5)	(1.2)	(1.0)	(1.0)	(0.9)	(1.1)	(0.9)	1.0	0.9	1.0	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
1.3	1.3	1.2	1.4	1.2	1.2	0.9	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.3	1.4	1.2	0.9	0.9	0.8	1.4	1.0	0.9
(1.8)	(1.4)	(1.1)	(1.5)	(1.1)	(1.0)	(0.7)	1.2	1.3	0.9	0.8	1.0	0.8	0.7	1.0	0.8	0.7	0.5	<0.5	0.5	0.6
1.3	1.6	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.3	1.7	1.2	1.1	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0	0.9	1.3	2.2	1.9	1.7
(2.2)	2.2	1.9	2.2	2.0	2.0	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	1.2	1.2	1.4	1.5	1.0	1.1	0.9	1.0	1.0	1.4
1.6	1.9	1.8	1.9	2.0	1.4	1.3	1.3	1.6	1.4	1.5	1.5	1.8	1.8	1.6	1.2	1.4	0.9	1.7	1.1	1.0
2.9	2.1	1.8	2.7	2.4	2.3	2.3	1.7	1.7	1.7	1.5	1.7	1.9	1.4	1.8	1.5	1.7	1.4	1.2	1.3	1.8
(2.7)	(2.8)	2.4	2.5	2.4	2.9	2.9	2.3	1.8	2.4	2.5	2.2	2.4	2.3	1.8	2.6	3.5	2.6	2.9	2.2	2.4
4.6	4.7	3.2	4.6	5.3	3.3	2.2	2.7	3.2	2.8	3.3	3.1	3.1	3.3	2.7	2.7	2.4	2.2	1.9	2.4	1.8
(1.2)	(1.4)	(1.6)	(1.3)	1.0	1.0	1.5	1.4	1.3	1.3	1.1	1.6	1.3	1.3	1.3	1.0	0.9	1.2	1.0	1.1	0.9
(1.2)	(1.5)	(1.3)	(1.3)	1.1	1.2	1.2	0.9	1.4	1.1	1.5	1.8	1.8	1.4	1.3	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0
0.9	0.9	0.6	1.8	0.9	1.0	0.8	1.0	0.9	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9
0.8	0.6	0.7	0.7	0.9	0.8	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.5	1.3	1.5	1.4	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	1.1
1.4	1.2	1.2	1.2	1.4	1.0	0.9	1.0	1.3	1.1	0.8	1.3	1.0	1.4	1.1	0.9	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7
2.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.7	0.7	<0.5	0.6	<0.5
3.4	0.9	1.1	0.8	1.0	2.9	1.0	0.6	0.9	0.7	0.9	0.6	<0.5	0.5	0.5	0.8	1.0	0.6	0.6	0.7	<0.5
2.7	5.0	5.4	6.4	4.7	4.4	2.1	1.6	1.8	1.7	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8	2.0	1.7	1.4	1.6	1.5	1.6
5.0	3.1	1.9	2.4	1.5	2.2	1.9	1.1	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.7	1.0	1.1	0.9	1.0	0.7	1.0	0.8
<0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
0.6	0.6	0.5	<0.5	0.7	0.9	0.6	0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(0.5)	(0.5)	(0.5)	<0.5	1.5	1.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
1.8	1.9	1.7	1.3	1.3	1.2	1.3	1.6	1.3	1.5	1.2	1.3	1.0	0.8	1.3	1.4	1.3	1.1	0.8	1.1	0.8
		5.3	3.8	5.5	2.0	1.4	2.4	1.4	1.3	1.7	1.0	0.8	0.8	1.1	1.1	1.1	0.9	0.8	0.6	0.6

水域名	環境基準設定 水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	勝草橋
	瀬戸川下流及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横 内橋から下流の朝比奈川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	S49.1.1	当目大橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	横内新橋
	小石川	小石川本流	河川 D BOD:8mg/L以下	直ちに達成	H13.9.1見直し	八雲橋
	黒石川	黒石川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	黒石橋
	栃山川	栃山川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	3年	S49.1.1	一色大橋
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S46.5.25	下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H21.4.1見直し	神座
	大井川下流	大井川より下流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H21.4.1見直し	富士見橋
榛南小 笠水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S50.1.1	高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	直ちに達成	H2.4.1	鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	湊橋
	湯日川	湯日川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	5年を超える期間で可 及的速やかに達成	H6.4.1	寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	港橋
太田川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	二瀬西橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	二瀬東橋
	仿僧川	仿僧川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H9.4.1見直し	東橋
	敷地川	敷地川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H4.4.1	曙橋
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池	全域	湖沼 A COD:3mg/L以下	直ちに達成	H15.3.27	ダムサイト
	天竜川上流	早木戸川合流点(長野県)から鹿島橋ま で	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S47.4.6	鹿島橋
	天竜川下流	鹿島橋より下流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H21.3.31見直し	掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	S48.4.1	茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H10.4.1見直し	白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴橋から新川の河口の左岸と右岸を 結んだ直線までの新川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	H9.4.1見直し	志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	3年	S47.8.1	中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸と右岸を結んだ直 線から上流の都田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸の西南端と右岸の東南端を結ん だ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼 B COD:5mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	H9.4.1見直し	拓希橋

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0.6	1.0	0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.8	0.8	<0.5	<0.5	0.6	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.7
1.7	2.0	1.0	1.3	1.1	1.1	1.1	0.8	1.0	1.2	1.1	1.3	0.9	1.1	1.4	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
0.8	1.0	0.5	0.8	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	1.0	1.5	0.9	0.5	<0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	0.9	0.7
5.4	3.7	5.5	4.3	3.4	5.8	4.2	2.8	2.4	3.2	2.6	3.4	2.2	1.8	1.6	2.0	2.1	1.6	2.1	1.8	1.8
3.2	3.7	4.0	3.3	2.8	3.4	2.3	2.2	1.8	3.5	2.5	2.7	1.6	1.7	2.0	3.1	3.3	2.0	2.5	3.4	2.5
2.4	4.1	2.5	1.9	1.6	2.4	1.9	1.3	1.5	2.3	2.5	3.3	1.8	1.7	2.0	2.4	2.4	2.5	2.1	2.1	1.3
0.7	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.8	0.8	<0.5	<0.5	0.8	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(0.6)	(0.9)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(1.3)	(1.2)	(1.0)	(1.9)	(1.0)	(1.3)	(1.0)	0.7	<0.5	1.1	0.7	1.0	0.9	0.9	1.3	0.7	1.3	0.9	0.8	0.8	1.1
1.8	1.6	1.2	1.6	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.6	1.1	1.3	1.2	0.9	0.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.9	2.0
(2.1)	(2.0)	(2.0)	1.9	1.7	1.2	1.4	1.1	1.0	1.3	1.0	1.1	0.9	1.0	0.7	1.7	1.4	1.6	1.2	2.5	1.3
4.1	3.8	2.5	2.8	2.2	2.9	2.0	1.6	1.4	1.6	1.5	1.6	1.6	1.6	1.3	2.3	2.5	1.9	1.9	2.4	2.0
2.4	2.0	1.5	1.7	1.5	1.5	1.3	1.1	1.6	1.4	1.9	1.6	0.9	1.5	1.4	1.9	1.7	1.2	1.1	1.1	1.1
1.9	1.2	1.0	1.8	1.8	1.0	1.0	1.2	1.7	1.7	1.5	1.2	0.8	1.1	1.3	1.1	1.3	1.3	0.9	1.1	0.9
2.6	2.7	2.2	1.7	1.9	1.8	2.1	2.2	1.5	2.2	2.1	1.7	1.8	1.6	2.2	2.3	2.0	2.2	1.5	1.3	1.4
2.2	2.1	1.3	2.2	1.4	1.5	1.2	1.0	1.3	1.4	1.8	1.6	1.0	1.1	1.3	1.7	1.4	1.1	1.4	1.8	1.5
1.7	1.3	1.9	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	1.1	1.1	0.9	1.2	1.6	0.8	0.9	1.0	0.9	0.7	1.0	0.8	1.2
2.1	1.7	2.3	1.6	1.4	2.2	1.7	1.1	2.4	1.2	1.4	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.2	1.5	0.8	1.4
3.0	3.0	1.9	2.4	1.7	1.8	1.8	1.2	1.7	1.4	1.8	1.8	1.8	1.5	1.4	1.4	1.5	1.7	1.7	1.5	1.8
2.5	3.2	1.7	2.0	2.1	1.9	1.9	1.8	1.6	1.7	2.4	2.0	1.7	1.2	1.2	1.2	1.4	1.2	1.0	1.2	1.1
5.3	2.6	2.6	2.1	1.5	1.7	1.3	1.8	1.2	1.5	1.9	1.9	1.6	1.4	1.3	1.2	1.4	1.4	1.5	1.0	1.6
2.1	1.9	1.4	1.4	1.4	1.5	1.2	1.1	1.0	1.2	1.2	1.2	1.4	1.0	0.9	0.9	0.8	0.5	0.7	0.6	0.8
3.0	2.9	3.9	2.8	3.2	3.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.6	2.2	1.7	2.6	1.8	1.9	2.1	1.7	1.3	1.8
		2.4	3.9	3.1	2.1	2.9	2.9	2.5	2.5	3.0	3.1	2.5	2.6	2.4	2.5	2.3	2.2	2.1	2.5	2.2
<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.7	0.5	0.7	<0.5	0.9	1.0	0.8	0.6	0.8	0.7
0.6	0.5	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.5	<0.5	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	<0.5	0.8	1.0	1.0	0.6	0.9	0.9
2.4	2.9	1.8	2.0	1.8	1.6	1.6	1.2	1.0	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	2.2	1.6	1.0	1.1	1.0	1.6
2.4	3.4	2.4	3.5	2.5	2.4	1.7	1.2	1.3	1.4	1.3	1.5	1.8	1.8	1.0	1.9	1.3	0.9	1.0	1.1	1.0
8.0	5.8	4.8	5.7	5.9	5.0	5.6	4.1	5.0	4.5	4.9	4.9	5.6	3.7	4.7	4.7	4.0	4.8	3.7	3.7	4.9
3.4	2.9	2.2	2.7	2.7	3.5	2.2	1.5	1.7	2.1	1.6	1.7	1.4	1.3	1.1	1.3	1.4	0.9	0.8	1.4	1.0
1.5	1.0	0.9	1.1	1.4	1.2	1.0	1.0	0.8	1.2	1.6	1.3	1.4	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.7	1.5	1.1
12	13	13	12	13	10	9.4	8.3	9.1	7.9	8.2	8.4	8.4	7.7	8.3	8.7	8.7	8.1	7.0	7.4	7.8

海域 (COD75%値)

水域名	環境基準設定水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点	
伊豆水域	伊豆沿岸海域	千歳川右岸から伊豆大瀬崎灯台に至る陸岸の地先海域	海域 A	COD:2mg /L以下	直ちに達成	S51.1.11	神奈川県境沖
							熱海港港中央
							網代漁港港中央
							網代漁港沖
							伊東港港中央
							稲取漁港港中央
							下田港港中央
							妻良漁港港中央
							松崎港港中央
							土肥港港中央
戸田漁港港中央							
奥駿河湾水域	田子の浦港	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径700mの円弧及び陸岸に囲まれた海域	海域 C	COD:8mg /L以下	5年以内で可及的速やかに達成	S46.5.25	C-1
							C-2
							C-3
	田子の浦地先海域(甲)	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,700mの円弧及び陸岸に囲まれた海域であって田子の浦港に係る部分を除いたもの	海域 B	COD:3mg /L以下	5年以内で可及的速やかに達成	S46.5.25	B-1
							B-2
							B-3
	田子の浦地先海域(乙)	富士川河口左岸から昭和第二放水路河口右岸に至る陸岸の地先海域であって田子の浦港及び田子の浦地先海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域 A	COD:2mg /L以下	5年以内で可及的速やかに達成	S46.5.25	A-1
							A-2
							A-3
	奥駿河湾	清水灯台と伊豆大瀬崎灯台を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域のうち、清水港、田子の浦港、田子の浦地先海域(甲)及び田子の浦地先海域(乙)並びに沼津港外港及びその前面海域を除く海域	海域 A	COD:2mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	富士川沖
							由比川沖
							I.B.P
							田子の浦沖
原町沖							
志下沖							
狩野川河口沖							
清水港	清水真崎灯台と清水港興津防波堤灯台を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域	海域 B	COD:3mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	江尻埠頭沖	
沼津港外港及びその前面海域	狩野川の右岸側の導流堤の先端を中心とする半径500mの円弧、沼津港外港の埠頭及び陸岸により囲まれた海域	海域 B	COD:3mg /L以下	5年	S47.8.1	沼津新港前面海域	

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1.8	1.8	1.4	1.9	1.5	1.7	1.9	1.5	2.2	1.4	1.6	1.6	1.6	1.4	1.7	1.5	1.3	2.0	2.0	1.4	1.6
1.8	1.6	1.2	1.6	1.3	1.1	1.7	1.4	1.9	1.6	1.6	1.5	1.7	1.8	1.8	1.5	1.1	1.5	1.7	1.1	1.3
1.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.4	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.5	1.7	1.8	1.4	1.1	1.4	1.6	1.4	1.1
1.6	1.6	1.1	1.5	1.1	1.4	1.8	1.7	1.7	1.7	1.5	1.7	1.6	1.7	1.3	1.3	1.1	1.4	1.9	1.1	1.1
1.6	1.6	1.4	1.4	1.3	1.5	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5	1.7	1.6	1.5	1.2	1.5	1.9	1.5	1.7
1.6	1.5	1.2	1.3	1.2	1.5	1.4	1.6	1.7	1.3	1.3	1.7	1.3	1.7	1.5	1.2	1.0	1.6	1.7	1.3	1.3
1.4	1.7	1.5	1.4	1.1	1.6	1.7	1.5	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.4	1.5	1.3	2.2	2.1	1.7	1.6
1.1	1.5	1.3	1.6	1.1	1.3	1.6	1.2	1.7	1.7	1.5	1.6	1.3	1.6	1.4	1.3	0.9	1.6	1.7	1.4	1.5
1.4	1.9	1.5	1.6	1.1	1.6	1.8	1.4	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.4	1.1	1.5	1.5	1.3	1.4
1.3	1.5	1.1	1.0	1.1	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.7	1.3	1.4	1.7	1.4	1.1	1.3	1.4	1.6	1.2	1.4
1.4	1.4	1.1	1.1	1.8	1.3	1.6	1.3	1.6	1.8	1.4	1.8	1.6	1.8	1.8	1.2	1.5	2.3	1.2	1.2	1.3
5.4	4.6	5.0	4.9	4.1	4.6	4.5	2.9	3.0	3.2	2.6	2.8	3.8	4.0	3.8	3.0	2.6	2.6	3.6	3.8	3.1
4.5	4.8	5.0	3.9	4.6	4.1	4.2	3.9	3.4	2.7	2.9	3.2	2.8	3.1	3.0	3.0	3.1	2.3	3.2	3.7	3.4
2.8	2.4	2.8	1.7	2.1	1.2	1.6	1.0	1.0	1.2	1.2	1.5	1.4	1.9	1.8	1.6	1.4	1.2	1.7	1.8	2.0
1.9	1.6	2.0	1.9	2.5	2.0	1.5	1.3	1.9	1.5	2.0	1.7	1.6	2.3	2.5	1.7	2.2	1.9	2.6	2.4	2.5
1.5	1.4	1.5	1.5	1.6	1.7	1.3	0.7	1.1	1.4	1.2	1.5	1.5	2.1	1.8	1.7	1.8	1.6	1.8	2.0	2.3
1.0	1.3	1.3	1.4	1.6	1.7	1.0	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	2.0	1.8	1.5	1.4	1.1	1.4	2.1	1.8
1.3	1.2	1.4	1.5	1.6	1.4	1.1	1.0	1.5	1.4	1.0	1.2	1.4	1.9	1.9	2.0	1.5	1.5	1.6	1.9	2.0
0.8	0.9	1.3	1.4	1.5	1.5	1.2	1.1	1.3	1.4	1.2	1.1	1.3	2.0	1.7	1.5	1.3	1.2	1.6	1.5	1.7
1.0	1.0	1.2	1.7	1.6	1.2	0.9	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.4	1.6	1.6	1.5	1.2	1.2	1.2	2.1	1.9
1.0	1.5	1.8	1.2	2.3	0.9	1.6	0.6	0.7	0.7	0.7	1.1	0.9	1.3	1.0	1.2	2.2	0.9	2.3	2.1	2.2
1.0	1.0	1.0	1.0	1.6	0.7	1.3	0.5	0.8	0.9	0.8	0.7	1.0	1.2	0.8	0.8	1.1	0.6	1.8	1.5	2.2
1.7	1.3	1.9	1.2	1.5	0.7	1.3	0.6	0.8	0.6	0.8	1.0	0.9	1.2	1.1	0.6	1.3	0.7	1.6	1.5	1.8
1.5	0.8	1.4	0.8	1.8	0.7	1.8	0.8	0.7	0.5	0.7	1.1	1.2	1.3	1.0	0.5	0.7	0.7	1.8	1.5	1.9
1.8	0.7	1.7	1.0	1.8	0.7	1.8	0.5	0.8	0.7	0.7	1.1	0.9	1.5	1.0	0.6	1.4	1.3	1.8	1.6	1.9
1.4	0.7	1.8	0.8	1.7	0.8	1.7	0.5	0.8	0.6	0.6	1.5	0.9	1.3	0.8	0.9	1.1	0.7	1.9	1.9	1.9
1.4	0.6	1.8	0.9	1.6	0.7	1.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.9	0.7	1.2	0.7	0.7	0.8	0.8	2.1	1.9	1.8
2.4	2.9	2.5	2.4	2.4	2.3	2.0	3.0	2.6	2.7	2.4	3.0	2.3	2.5	2.7	3.0	2.6	2.9	3.1	2.4	3.6
1.9	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.6	1.4	1.9	1.5	1.7	1.5	1.7	1.8	1.6	1.8	2.9	1.2	1.3	1.5

水域名	環境基準設定水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点
西駿河湾 水域	用宗漁港	東防波堤、同防波堤南端と西防波堤南端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	用宗漁港港中央
	西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台に至る陸岸の地先海域のうち、用宗漁港、焼津漁港及び大井川港を除く海域	海域 A COD:2mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	久能沖
						高松沖
						石部沖
						焼津漁港沖
						栃山川沖
勝間田川沖						
焼津漁港	焼津地区外港第1埠頭護岸東端と沖南防波堤北端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤南端と小川地区南防波堤北端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	焼津地区港中央	
					小川地区港中央	
大井川港	北防波堤、同防波堤東端と南防波堤東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	大井川港港中央	
遠州灘 水域	遠州灘	御前崎灯台から静岡県と愛知県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海岸	海域 A COD:2mg/L以下	直ちに達成	S50.1.1	新野川沖
						菊川沖
						太田川沖
						馬込川沖
						浜名湖沖
						愛知県境沖
浜名湖 水域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部と西導流堤の基部を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域 A COD:2mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	湖心
						新所
						新居
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦5,962番地の10地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ2,503番地の30地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	鷺津
	松見ヶ浦	州ノ鼻の南端と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	松見ヶ浦
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	猪鼻湖
奥庄内湖	浜松市西区白州町字村上3,834番地の1の堤塘敷の南端と同市同区古見町3,003番地地先の堤塘敷の東北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	白州	
宇布見湾	新川の河口の左岸と右岸を結んだ直線、同市同区同大字字首地先の埋立地の西端と同市同区舞阪町舞阪字十王2,699番地の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	塩田	

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
2.4	2.3	2.1	2.1	2.6	1.9	1.6	1.8	1.8	1.9	2.1	1.9	1.8	2.1	1.8	1.6	2.1	2.0	2.1	1.6	2.1
2.2	1.8	1.6	1.8	1.9	1.8	1.5	1.8	1.3	2.2	1.5	2.1	1.4	1.8	1.5	1.5	1.8	1.7	1.9	1.9	1.9
2.0	1.9	1.5	1.7	1.9	1.7	1.4	2.0	1.6	2.0	1.5	1.9	1.4	2.1	1.6	1.4	1.7	1.9	1.8	2.1	1.9
2.0	2.0	1.9	2.0	2.0	1.9	1.3	2.1	1.8	2.3	1.4	1.8	1.5	1.7	1.5	2.1	1.7	2.1	1.9	1.8	2.1
2.0	1.6	1.2	1.5	1.7	1.8	1.4	1.5	1.9	2.5	2.1	2.8	2.9	1.9	2.1	2.7	1.9	2.4	1.9	1.7	2.0
1.5	1.5	1.1	1.3	1.5	1.4	1.7	1.2	1.8	2.4	2.0	2.6	2.3	2.3	2.4	2.3	2.0	2.3	2.1	2.0	1.9
1.6	1.5	1.1	1.2	1.5	1.6	1.5	1.4	1.9	2.5	2.1	2.5	2.8	2.1	2.4	1.9	2.0	2.4	1.7	2.1	1.8
1.6	1.5	1.5	1.5	1.4	1.7	1.1	1.5	2.0	2.5	2.8	2.4	2.6	2.6	2.6	1.7	2.2	2.4	2.5	2.2	1.9
2.2	2.3	1.5	1.9	1.9	2.0	1.5	1.7	3.1	4.2	4.5	5.0	3.2	2.2	2.7	3.0	2.7	2.6	2.5	2.3	2.4
2.0	2.5	2.2	2.1	2.3	2.2	2.1	2.0	3.0	3.4	3.0	3.6	2.9	2.5	3.0	3.0	2.9	2.5	2.2	2.4	2.4
1.8	2.1	1.6	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	2.8	3.1	3.0	2.8	2.9	2.4	2.6	2.6	2.3	2.5	2.2	1.9	2.0
0.7	0.8	0.7	1.0	1.2	1.4	1.4	1.3	1.0	0.9	0.8	1.0	0.7	0.8	1.0	0.8	1.1	1.5	0.9	1.0	1.2
0.7	0.8	0.7	1.0	1.0	1.1	1.1	0.9	1.1	0.9	0.9	1.0	0.9	0.8	1.0	0.8	1.1	1.3	0.9	0.9	1.4
0.5	1.2	0.7	1.0	1.0	1.4	1.4	0.8	0.9	0.9	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	0.8	0.9	1.3	1.0	0.9	1.0
0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	1.2	1.2	1.0	1.2	0.7	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	1.0	1.2	1.3	1.0	1.1	1.2
0.8	1.0	0.8	1.1	1.5	1.2	1.2	1.1	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	1.3	1.0	1.4	1.4	1.2	1.2	1.4
0.8	1.0	1.0	1.2	1.1	1.3	1.3	1.1	1.2	1.0	1.0	0.9	1.3	0.9	1.0	0.6	0.8	1.2	1.1	1.1	1.3
1.7	1.6	1.4	1.4	1.9	2.0	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.0	2.4	2.5	2.0	2.2	1.9	1.9	2.0	1.9	1.7
1.6	1.6	1.4	1.8	2.1	2.1	2.3	2.2	2.4	2.7	2.5	2.0	2.3	1.9	2.1	2.0	1.8	1.8	1.9	1.8	1.5
1.1	0.7	0.7	0.7	1.4	1.5	1.5	1.6	1.5	1.6	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.4	1.6	1.5	1.5	1.7	0.7
1.8	1.8	1.4	1.9	2.6	2.5	2.6	2.5	2.6	2.5	2.9	2.2	2.3	2.1	2.1	2.2	2.3	1.9	2.0	2.1	2.4
1.9	1.6	1.4	1.9	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5	2.7	2.7	2.5	2.2	2.3	2.3	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
2.4	2.4	2.0	2.6	2.9	2.4	2.6	2.5	2.8	3.5	3.2	2.9	3.0	2.7	2.9	2.6	2.7	2.6	2.9	2.7	2.9
2.7	2.1	1.8	2.0	2.6	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.6	2.8	2.4	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.4	2.6
0.7	1.0	0.6	0.9	1.5	1.6	1.8	1.6	1.5	1.5	1.9	1.6	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.5	1.6	1.6	1.3

窒素・磷

環境基準設定水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点		
浜名湖(イ)	今切口の東導流堤の基部と今切口の西導流堤の基部を結んだ直線、湖西市鷺津字大畑ヶ2499番地の9と浜松市西区村柳町4226番地の51を結んだ直線、浜松市西区村柳町5534番地と浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番の1を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅱ	全窒素0.3mg/L以下 全磷0.03mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める 暫定目標 全窒素： - 全磷0.032mg/L以下	H9.4.1	新居 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
						新堀 (採取水深 0.5m)	全窒素
	全磷						
	平均	全窒素					
		全磷					
浜名湖(ロ)	富士紡三角点(湖西市鷺津)と御産橋の南端(浜松市西区村柳町)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅲ	全窒素0.6mg/L以下 全磷0.05mg/L以下	直ちに達成	H9.4.1	湖心 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
						新所 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
	猪鼻湖 (採取水深 0.5m)	全窒素					
	全磷						
	平均	全窒素					
	全磷						
浜名湖(ハ)	浜松市西区村柳町5534番地と浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番地の1を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域	海域Ⅲ	全窒素0.6mg/L以下 全磷0.05mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める 暫定目標 全窒素0.6mg/L以下 全磷0.069mg/L以下	H9.4.1	白州 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
						磯踏 (採取水深 0.5m)	全窒素
	全磷						
	平均	全窒素					
	全磷						
佐久間ダム貯水池 (佐久間湖)	全域	湖沼Ⅳ	全磷0.05mg/L以下 (全窒素を除く)	直ちに達成	H15.3.27	ダムサイト	全窒素
							全磷

○海域における全窒素及び全磷の環境基準の達成状況の評価

環境基準点において、表層の年間平均値があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものとする。

複数の環境基準点をもつ水域については、各環境基準点における表層の年間平均値を、すべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

○湖沼における全窒素及び全磷の環境基準の達成状況の評価

環境基準点において、表層の年間平均値があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものとする。

複数の環境基準点をもつ水域については、水域内のすべての環境基準点において、基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0.19	0.19	0.21	0.20	0.18	0.21	0.17	0.19	0.17	0.13	0.13	0.16	0.18	0.20	0.19	0.15
0.020	0.020	0.024	0.022	0.016	0.023	0.017	0.023	0.019	0.015	0.018	0.018	0.020	0.022	0.023	0.023
0.19	0.22	0.22	0.23	0.21	0.22	0.16	0.19	0.21	0.14	0.13	0.19	0.19	0.23	0.18	0.14
0.020	0.018	0.022	0.022	0.017	0.020	0.015	0.019	0.020	0.016	0.017	0.020	0.019	0.022	0.022	0.017
0.19	0.21	0.21	0.22	0.20	0.22	0.22	0.19	0.19	0.14	0.13	0.18	0.19	0.22	0.19	0.15
0.020	0.019	0.023	0.022	0.017	0.022	0.022	0.021	0.020	0.016	0.018	0.019	0.020	0.022	0.023	0.018
0.36	0.30	0.37	0.35	0.30	0.28	0.24	0.67	0.36	0.21	0.23	0.30	0.28	0.29	0.22	0.32
0.022	0.020	0.028	0.025	0.019	0.018	0.014	0.052	0.025	0.017	0.020	0.026	0.022	0.023	0.023	0.030
0.34	0.32	0.35	0.34	0.32	0.28	0.25	0.25	0.36	0.22	0.21	0.28	0.26	0.31	0.24	0.25
0.023	0.019	0.027	0.022	0.018	0.019	0.013	0.017	0.025	0.018	0.018	0.022	0.021	0.024	0.022	0.026
0.89	0.80	1.04	0.67	0.81	0.69	0.66	0.55	1.10	0.66	0.65	0.86	0.81	0.84	0.79	0.66
0.035	0.021	0.040	0.028	0.029	0.034	0.028	0.031	0.038	0.030	0.040	0.041	0.040	0.043	0.039	0.035
0.53	0.47	0.58	0.45	0.48	0.42	0.42	0.49	0.61	0.36	0.36	0.48	0.45	0.48	0.42	0.41
0.027	0.022	0.031	0.025	0.022	0.024	0.024	0.033	0.029	0.022	0.026	0.030	0.028	0.030	0.028	0.030
0.78	0.79	0.75	1.00	0.83	0.82	0.98	0.73	1.20	0.65	0.61	0.79	0.85	0.85	0.64	0.63
0.048	0.039	0.047	0.045	0.039	0.045	0.043	0.051	0.048	0.042	0.046	0.065	0.053	0.049	0.045	0.053
0.36	0.41	0.40	0.51	0.33	0.47	0.26	0.31	0.37	0.25	0.24	0.39	0.40	0.36	0.28	0.24
0.034	0.030	0.034	0.035	0.023	0.036	0.025	0.027	0.029	0.025	0.030	0.042	0.033	0.031	0.029	0.027
0.57	0.60	0.57	0.76	0.58	0.65	0.65	0.52	0.79	0.45	0.43	0.59	0.63	0.61	0.46	0.44
0.041	0.035	0.040	0.040	0.031	0.041	0.041	0.039	0.039	0.034	0.038	0.054	0.043	0.040	0.037	0.040
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.025	0.029	0.041	0.032	0.045	0.029	0.030	0.020	0.032	0.027	0.033	0.043	0.034	0.059	0.039	0.023

【参考】

- 水質汚濁に係る環境基準について — 環境省 HP
<http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>
- 一律排水基準について — 環境省 HP
<http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>
- 静岡県の公共用水域及び地下水の水質測定計画
- 静岡県の生活環境項目の類型指定状況について
— 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課 HP
<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoka/ka-050/untitled.html>

6-7 マンホールカードの紹介

マンホールカードとは、下水道事業者である地方公共団体と下水道広報プラットフォーム（GKP）が共同で製作しているマンホール蓋のコレクションアイテムです。

市町村役場や処理場、観光案内所などで無料配布を行っており、下水道への理解・関心を深めてもらえるだけでなく、このカードを目当てに市町を訪れる観光客も増えており、自治体そのものの広報の一助にもなっています。（※配布情報については、各市町HPをご覧ください。）

・静岡県内のマンホールカード一覧（令和4年1月末現在）

※18市町、計24種類（第1弾～第16弾）

<p>静岡県 静岡市</p> <p>34°58'37.2"N 138°23'05.1"E</p>	<p>静岡県 静岡市</p> <p>35°01'25.1"N 138°29'19.1"E</p>	<p>静岡県 浜松市</p> <p>34°48'23.8"N 137°39'00.9"E</p>	<p>静岡県 沼津市</p> <p>35°05'04.4"N 138°51'30.6"E</p>
<p>静岡県 沼津市</p> <p>35°06'03.2"N 138°51'29.8"E</p>	<p>静岡県 熱海市</p> <p>35°05'56.7"N 139°04'36.2"E</p>	<p>静岡県 熱海市</p> <p>35°05'54.8"N 139°03'57.6"E</p>	<p>静岡県 三島市</p> <p>35°07'21.9"N 138°54'52.4"E</p>
<p>静岡県 富士宮市</p> <p>35°13'20.3"N 138°37'20.5"E</p>	<p>静岡県 富士宮市</p> <p>35°13'27.1"N 138°36'35.7"E</p>	<p>静岡県 富士宮市</p> <p>35°13'37.7"N 138°36'41.6"E</p>	<p>静岡県 伊東市</p> <p>34°58'18.7"N 139°05'56.7"E</p>

<p>富士市</p>  <p>35°08'26.7"N 138°39'06.7"E</p>	<p>富士市</p>  <p>35°08'25.9"N 138°41'26.5"E</p>	<p>磐田市</p>  <p>34°42'39.2"N 137°51'07.8"E</p>	<p>焼津市</p>  <p>34°51'25.6"N 138°19'37.6"E</p>
<p>掛川市</p>  <p>34°46'07.7"N 138°00'51.1"E</p>	<p>藤枝市</p>  <p>34°52'28.6"N 138°15'31.3"E</p>	<p>御殿場市</p>  <p>35°18'02.7"N 138°56'04.1"E</p>	<p>伊豆の国市</p>  <p>35°03'11.6"N 138°56'44.5"E</p>
<p>南伊豆町</p>  <p>34°39'03.9"N 138°51'30.7"E</p>	<p>長泉町</p>  <p>35°08'20.2"N 138°54'01.5"E</p>	<p>小山町</p>  <p>35°21'27.0"N 138°52'49.0"E</p>	<p>吉田町</p>  <p>34°46'17.7"N 138°15'04.6"E</p>

静岡県の生活排水処理

令和6年3月

編集発行

静岡県交通基盤部都市局生活排水課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL. 054-221-3082 FAX. 054-221-3586

E-mail gesui@pref.shizuoka.lg.jp